

# 第3回田原市市民協働まちづくり会議 次第

平成20年8月20日(水) 午後3時30分～午後6時 田原市役所北庁舎302会議室

## 1. 会長あいさつ

- 定足数の確認    ○議事録署名者の指名    ○資料確認

## 2. 議 事

(1) 議事要旨の確定について (承認)

[資料1] 第2回田原市市民協働まちづくり会議議事要旨 (案)

(2) 委員連絡票による意見について (報告)

[資料2] 委員連絡票

(3) 協働促進方針の検討 (事務局提案 ⇒ 意見交換) ※本日は意見交換のみで、内容の確定はしない。

[資料3-1・資料3-2] 田原市市民協働促進方針の叩き台

① 前回意見による修正点の報告

② 今回検討部分の説明

ア 第4項市民公益活動の支援

[資料4] 市補助金概要

イ 第5項地域コミュニティ振興

[資料5] 地域コミュニティ団体の現状 (速報版)

[資料6] 地域コミュニティ団体の認定基準 (素案)

ウ 第6項市民協働まちづくり基金の運用

[資料7] 公募型補助制度

エ 第4章会議運営、第5章実現に向けての取組、第6章方針の評価、資料編

③全体を通しての意見交換

(4) その他の協議事項

## 3. そ の 他

○第4回会議開催日時 平成 年 月 日 ( ) 時～

○第5回会議開催日時 平成 年 月 日 ( ) 時～

# 田原市市民協働まちづくり会議 委員名簿

平成20年8月

	委員氏名	役職等	備考
会長	すずき まこと 鈴木 誠	岐阜経済大学教授	5号委員 (学識経験者)
副会長	おかもと りくお 岡本 陸男	田原市校区総代会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	おの かずよし 小野 和良	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
委員	ふくい てつみ 福井 哲己	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
委員	わたらい としお 渡会 登汐	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
委員	いとう のぶひろ 伊藤 伸浩	しみんのひろば運営委員長	2号委員 (市民活動団体)
委員	かわい かつゆき 河合 克之	田原青年会議所理事長	2号委員 (市民活動団体)
委員	かわさき まさお 川崎 政夫	福江地区まちづくり会議会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	すずき ちかこ 鈴木 千賀子	田原市ボランティア連絡協議会理事	2号委員 (市民活動団体)
委員	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	もりした しずこ 森下 静子	あつみNPO ネットワーク会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	わたなべ きよみ 渡辺 紀代美	田原市体育協会書記	2号委員 (市民活動団体)
委員	ひらの しゅういち 平野 修一	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
委員	かわい ひろと 河合 熙人	田原市議会副議長	4号委員 (市の機関)
委員	やぎ さとる 八木 学	田原市総務部長	4号委員 (市の機関)

※委員種別ごとに五十音順 (敬称略)

事務局	役職	氏名	備考
総務課	課長	藤井 正剛	
	市民協働係長	鈴木 亨	(担当者: 加藤純也、渡邊敏彦)
企画課	課長	大谷 紀夫	
	企画係長	鈴木 嘉弘	(担当者: 大和良行)

## 田原市市民協働促進方針の叩き台

《タイトル》※検討事項

## 第2回会議の意見に基づく修正

- ※1 項目の修正
- ※2 記述文章の修正
- ※3 取組例・留意点の削除

## 構成項目

## 第1章 取組の背景と現状

- (1) 田原市で、市民協働のまちづくりが必要なワケ！
- (2) 市民協働のまちづくりの今！

## 第2章 基本理念

- (1) 市民協働の基本理念
- (2) 期待されている役割
- (3) 方針をつくる目的
- (4) 方針を実現する年度

## 第3章 市民協働の6つの指針

- 指針その1 市民等の役割の実現
  - 〈1〉市民の取組のあり方
  - 〈2〉市民活動団体の取組のあり方
  - 〈3〉事業者の取組のあり方
- 指針その2 行政参加・協働の推進
  - 〈1〉市民参加・参画のあり方
  - 〈2〉行政活動における協働のあり方
  - 〈3〉市民参加・協働状況の公表
- 指針その3 市民間協働の推進
  - 〈1〉市民間協働のあり方
  - 〈2〉市民間協働の促進のあり方

前回の検討項目

# 第1章 取組の背景と現状

## (1) 協働のまちづくり（みんなでつくるまちづくり）の必要性

### ① 自治運営の自己決定・自己責任の拡大

- 2000年の地方分権一括法の施行以降、国・県の関与が少なくなり、市町村が自らの意思で決定できる範囲が拡大されるとともに、責任も重くなってきました。
- 市町村合併と行政改革により、行政能力の向上と効率化に取り組んでいますが、今後は、各地域がその特色を充分発揮できるように市民との対話による地域の実情に即した施策展開が一層重要となっています。



### ② 価値観・ニーズの多様化

- 田原市は、日本一の農業産出額を誇る農村地域という面と、二兆円を超える国内有数の工業都市という面を持ち、これらに関連するサービス業も盛んで、市民は様々な職に就き、ライフスタイル・価値観も多様化しています。
- 個人の主張が強くなるなか、社会モラルの低下や助け合いの欠如が起こり、隣近所や地域による子どもの健全育成や高齢者の見守り、防犯活動など地域社会の互助機能が低下してきています。
- 遊休農地や森林の荒廃など、当事者（事業者等）や行政だけでは解決できず、地域社会全体として取り組まなければならない課題が増加しています。

### ③ 総合計画による方向付け

- 合併後のまちづくりの指針として、平成17年度から市民の参加を得ながら二年間の検討を経て、第1次田原市総合計画が策定されました。
- 総合計画の6つの方針の一つに「市民参加と協働によるまちづくり」が掲げられていますので、その実現に取り組む必要があります。



### ④ 市民協働による成果向上への期待

- 全国一律の施策では地域特性に対応できないことから、地方分権による市の権限拡大を踏まえ、市民が望む満足度の高いサービスの実現手法として、国の誘導策や補助金を前提とせず、最初から市民と一緒に進める施策実施に期待が寄せられています。

### ⑤ 市民協働まちづくり条例の制定

- こうした背景から、各種の事前検討・議会の議決を経て、平成20年3月田原市市民協働まちづくり条例が制定され、協働を進める基本条件が整えられました。



## (2) 協働のまちづくりの経過と現状！

### ① 地域コミュニティ活動の経過・現状

- 田原市は、企業転入者を受入れつつ、住民自治を充実させるため、昭和47年に国のモデル指定を受けつつ、地域コミュニティ施策の取組を始め、昭和60年からは小学校単位の活動体制（校区制）を構築してきました。
- 平成15年・17年の合併後は、市全域に校区制を拡大し、市は活動拠点となる市民館を整備しています。
- 市域拡大や地域課題の多様化に伴い、地域の特色を活かした身近な地域コミュニティへの期待が高まるなか、市は平成17年度に地域コミュニティ振興計画を策定し、校区まちづくり推進計画の策定・実現などについて、継続的に支援しています。

### ② 市民活動の経過・現状

- 市内には、福祉・文化・体育などの団体や全国組織の地域団体など300以上の団体が存在していますが、婦人会や青年団をはじめとした多くの市民活動団体では、高齢化などによる組織の弱体化が課題となっています。
- 各分野の総括団体として、社会教育団体連絡協議会（文化協会・体育協会・小中学校PTA等）、ボランティア連絡協議会（社会福祉協議会内）が組織されています。
- 市民活動は、特定非営利活動促進法施行（平成10年）による特定非営利活動法人（NPO法人）も徐々に増加し、活性化してきています。※H20年7月：15団体
- 市は、市民活動団体に対し、事業の共同実施、活動支援を行い、平成19年7月市民活動支援センター（田原文化会館内）を設置しました。

### ③ 市民等と市の機関の協働体制

- 市は、総合計画などの施策検討において、アンケート調査、各種団体代表者や公募市民の会議参加、パブリックコメント制度などによる市民参画に取り組んでいます。
- 自治会等には、多種多様な市の業務が委託されていますが、今後は地域コミュニティ団体の自主性を尊重しながら、協働関係を整理・改善させる必要があります。
- その他の市民活動団体と市の協働は、施策ごとに行われていますが、今後もきめ細かい行政サービスを実現する効果的な手段として、一層期待が寄せられています。

### ④ 市民活動団体同士の連携不足

- 自治会とNPOなどの団体が連携することで、互いの問題を解決できる可能性があります。今後は、連携の強化を図ることが重要です。
- 活動PRと団体の連携を図るため、「しみんのひろば」、「福祉のつどい」などのイベントが開催されています。

### ⑤ 市民等と事業者の連携不足

- これまで市内の企業・事業者は社会貢献活動として地域の活動や市民活動への人的や財政的な支援に取り組んでいます。
- 今後もNPOなどの団体との協働事業を通じて社会貢献を行おうとする企業・事業者は増えていくと考えますが、互いの情報が不十分で必要性を実感できない状況もあるなど、市民やNPOなどの団体と事業者との接点が不足しています。

### (1) 市民協働の基本理念 【条例第1条・第3条に規定】

**みんなが、それぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働によるまちづくりを進めましょう。**

※みんな = 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関      ※市民協働 = 市民参加と協働  
※まちづくり = 総合計画に掲げる将来都市像等の実現

### (2) 期待されている役割 【条例第4条～第7条に規定】

「市民協働の基本理念」のもと、それぞれに期待されている役割があります。

#### ① 市民に期待されている役割 (4条)

市民は、まちづくりの主役としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加することが求められています。

◆条例では、次のことが市民に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する (9条)
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する (10条)
- 身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する (16条)
- 市民協働まちづくり会議 (20条) に加わり、協働足進方針策定に参画する (8条)

\*\*\* 用語の定義 \*\*\*

- ・市民 …… 市内に居住している人、働いている人、就学している人、及びまちづくりに関わっている人を指します。
- ・市民公益活動 …… 自主的に取り組むまちづくり（総合計画を実現する活動）及び社会貢献を目的とする活動を指します。但し、宗教、政治、営利活動を除きます。

#### ② 市民活動団体に期待されている役割 (5条)

市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組み、また、広く市民に理解されるような行動が求められています。

◆条例では、次のことが市民活動団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する (9条)
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する (10条)
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する (16条)
- 市民協働まちづくり会議 (20条) に加わり、協働足進方針策定に参画する (8条)

\*\*\* 用語の定義 \*\*\*

- ・市民活動団体 …… 市内で活動する地域コミュニティ団体、NPO（非営利活動団体）、ボランティア団体、その他のすべての団体を指します。

## ○地域コミュニティ団体に期待されている役割 (5条・15条)

市民活動団体の基礎的団体として位置付けられた地域コミュニティ団体は、民主的かつ公平で開かれた運営によって、自主的に地域課題に対処することなどが求められています。

◆条例では、次のことが地域コミュニティ団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する (9条)
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する (10条)
- 地域課題への対応、他の団体との連携、市民等の参加確保、意見集約・代表する (15条)
- 市民協働まちづくり会議 (20条) に加わり、協働促進方針策定に参画する (8条)

\*\*\* 用語の定義 \*\*\*

- ・地域コミュニティ団体 …… 自治会 (自治会・区・町内会など現在 106 地区)、校区 (20 小学校区) 及び校区コミュニティ協議会 (20 団体) を指します。

## ③ 事業者には期待されている役割 (6条)

事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に対して人的・財政的に支援することが求められています。

◆条例では、次のことが事業者には期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する (9条)
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働すること (10条)
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する (16条)
- 市民協働まちづくり会議 (20条) に加わり、協働促進方針策定に参画する (8条)

\*\*\* 用語の定義 \*\*\*

- ・事業者 …… 市内で事業活動を行う個人、法人のすべてを指します。

## ④ 市の機関に課せられている役割 (7条)

市の機関は、それぞれの権限・能力の範囲で、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

◆条例では、次のことが市の機関に課せられています。

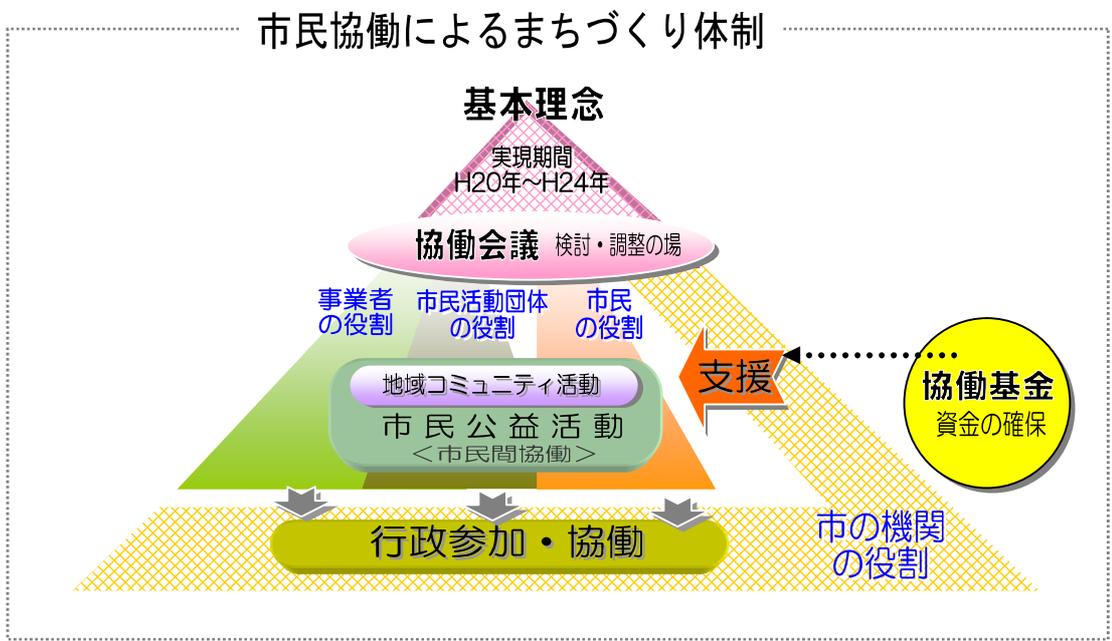
- 市民等が行政活動に参加・参画し、協働による実施を進め、状況を公表すること (9条)
- 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組むこと (10条)
- 市民公益活動を支援 (活動環境整備、情報協力、人的・財政的支援等) すること (11~13条)
- 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施するとともに、意見に配慮すること (17条)
- 民主的かつ公平な運営をしている地域コミュニティ団体を認定すること (18条)
- 市民協働まちづくり基金を設置・管理すること (19条)
- 市民協働まちづくり会議の必要事項を定め (20条)、協働促進方針を策定すること (8条)

\*\*\* 用語の定義 \*\*\*

- ・市の機関 …… 執行機関としての市長・教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会・監査委員と、議決機関としての市議会を含みます。

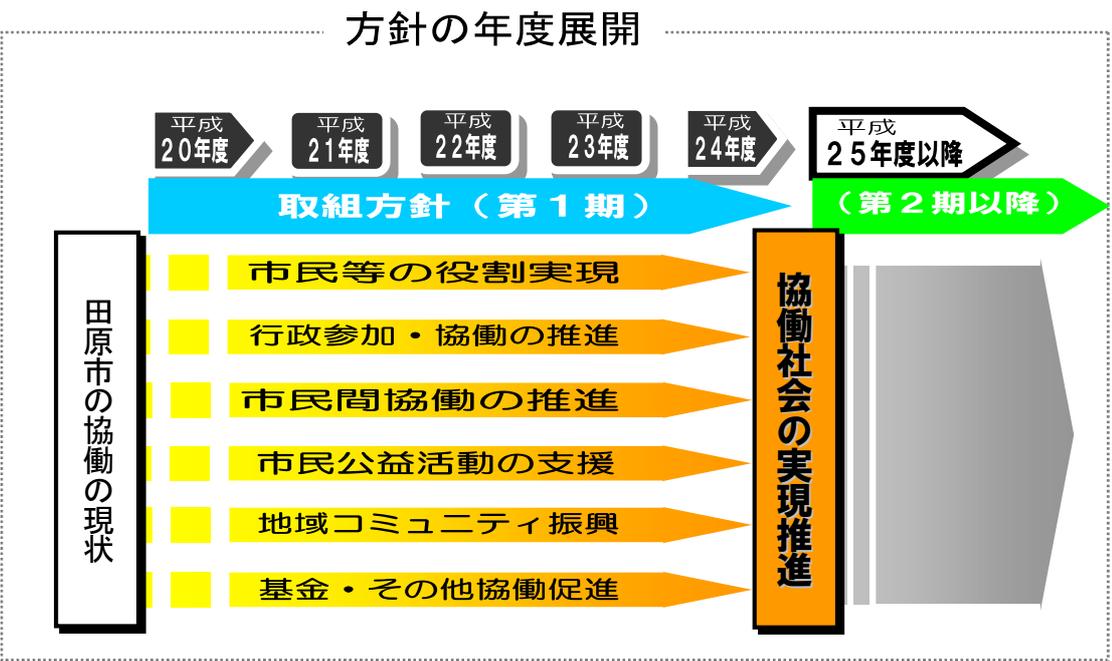
### (3) 方針をつくる目的 (8条)

田原市の現状を踏まえ、市民協働の基本理念を実現するために、これからみんなで取り組む基本的な方針を定めます。



### (4) 方針を実現する年度

5年間（平成20年度～平成24年度）を目標とした方針を定めます。



## 第3章 市民協働の6つの指針

【条例第4条～第19条】

市民参加と協働によるまちづくりを実現するため、6つの指針を定めます。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| 〈1〉市民等の役割の実現  | 〈2〉行政参加・協働の推進     |
| 〈3〉市民間協働の推進   | 〈4〉市民公益活動の支援      |
| 〈5〉地域コミュニティ振興 | 〈6〉市民協働まちづくり基金の運用 |

### ■指針その1 市民等の役割の実現

【条例第4条～第6条】

市民、市民活動団体、事業者は、それぞれに求められている役割を実現して行きます。

#### 〈1〉市民の取組のあり方

まちづくりの主体であることを認識し、自らできることに取り組むとともに、行政活動や市民公益活動の参加に努めて行きます。

##### a 市民公益活動への参加

市民の取組

[現状] ○市民の市民活動団体への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

- 取組 ○急速な高齢化や環境問題など、身の回りの課題を認識し、市民としてできることに取り組むとともに、市民公益活動に関心を持ち、参加するなかで、達成感・充実感を味わいつつ、自らを成長させて行きます。

##### b 行政活動への参加

市民の取組

[現状] ○市民の行政活動への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

- 取組 ○自らの生活環境を向上させるため、社会動向や行政運営に関心を持ち、市民として行政運営や施策を実現する事業などに参加（参画）して行きます。

#### 〈2〉市民活動団体の取組のあり方

自らの活動や、市・各種団体との協働を通して、市民等との信頼を築くとともに、まちづくりに貢献しながら、自らの活性化を図って行きます。

##### a 活動PR・信頼性の向上

市民活動団体の取組

[現状] ○田原市内の市民活動団体の中には、独自又は関係団体と連携して情報誌やホームページなどで活動を市民にPRしているものもありますが、全般的には周知されていません。  
○事業展開を図るために、NPO法人化する団体もあります。

- 取組 ○市民や関係団体に参加を呼びかけるためには、自らの団体の活動目的・内容をPRするとともに、適正に運営されていることを自己評価・情報公開し、信頼性の向上を図ります。

## b 市民公益活動や行政活動への参加・協働

市民活動団体の取組

[現状] ○市民活動団体の公益活動や行政参加・協働については、各団体の自主性に委ねられています。

- 取組 ○団体活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、市民活動団体の立場で出来ることに取り組み、活動環境の向上を図って行きます。

## 〈3〉 事業者の取組のあり方

自らの事業活動や、行政活動・市民公益活動への参加・支援など通して、まちづくりに貢献しながら、自らの事業発展を図って行きます。

## a 事業活動による社会貢献

事業者の取組

[現状] ○事業者は、各事業活動の中で地域社会に貢献しています。また、事業分野別に団体を結成し、地域公益活動にも取り組んでいます。それらは自主性に委ねられています。

- 取組 ○事業活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・関連団体の立場で出来ることに取り組み、地域の発展と事業環境の向上を目指して行きます。

## b 市民公益活動への参加・支援

事業者の取組

[現状] ○事業者自身や関連団体は、それぞれが可能な範囲で、市民活動団体への社員派遣、資金協力（寄付等）、会場・資材等の提供などを行っています。

- 取組 ○事業者の市民公益活動への協力促進と、その状況の地域社会へのPRにより、事業者（活動）の信頼向上、地域経済及び市民公益活動の活性化へと展開して行きます。

## c 行政活動への参加・協働

事業者の取組

[現状] ○事業者の行政活動への参加については、それぞれの自主性に委ねられています。

- 取組 ○事業活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・事業者団体の立場で出来ることに取り組み、まちづくりの推進と事業環境の向上を図って行きます。

みんなで、行政活動への市民参加・協働を進めていきます。

### 〈1〉市民参加・参画のあり方

市の機関は、市民ニーズにマッチした施策内容とするため、情報を公開し  
みんなの参加を得ながら、企画・実現していきます。

#### a 積極的な行政情報の公開

市の機関の取組

[現状] ○行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、校区・自治会を経由する総代文書として、市民に伝えています。

○インターネット・ホームページ（市、市議会等）やケーブルテレビ（市政番組、議会中継等）、電話による声の広報、市政ほーもん講座・ぴーあー講座等で情報を提供しています。

- 取組 ○情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を選択・整理するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持って貰えるよう、受け手の側に立って工夫します。

#### b 行政活動への市民参加の拡大

市の機関の取組

[現状] ○新たな施策事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。

- 取組 ○市民等が参加しやすい方法（手法・日時・場所等）に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。また、市民等が参加（実施）するメリットを示せるように工夫します。

#### c 市民公募委員の導入

市の機関の取組

[現状] ○平成15年度から方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。

- 取組 ○課ごとに募集している市民公募委員について、統一制度による取扱基準（選考基準等）の明確化を図り、応募者数の拡大を目指します。  
○現状として、市民公募委員への応募は多くないため、多数の応募が得られるように、会議開催方法・検討内容の改善に取り組みます。

#### d 市民活動団体等への参画要請の整理

市の機関の取組

[現状] ○毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには20以上の会議に参加する団体代表者もあり、団体運営の負担となっています。

- 取組 ○施策検討への参画要請が団体の過重な負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図ります。また、参加要請の際には、委員等の男女割合にも留意します。  
○幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組みます。

## e パブリックコメント制度

市の機関の取組

[現状] ○パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所事務室や市ホームページで公表し、市民意見を反映させながら、計画等を策定しています。※平成18年度・平成19年度：22件

- 取組 ○現状として、提出意見が少ないこと、手続きに2月程度を要するために計画検討スケジュールが圧迫されるなどの課題があるため、制度の見直しを検討します。
- 一方的な原案の提示と意見の受取になることから、日頃から、市の情報を分かりやすく市民等に提供し、感心を惹きつけ、理解して頂けるような情報の提供に取り組めます。

## f 市民意見の提案制度

市の機関の取組

[現状] ○市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された『提言箱』、田原市ホームページ投書コーナー『市民の声』などで集められた後、関係各課に送付（定期的に部長会議で報告）され、関連施策に反映するとともに、提案者に回答しています。

- 取組 ○現行の提案制度を充実しつつ、日常業務で寄せられる意見を含めて、市民の意見・提案に対し、市から十分な説明が行われ、意向を反映した取組が進められるような対応方法を研究します。

## g 意見交換のための会議開催

市の機関の取組

[現状] ○各分野の関係団体で構成する協議会の設置、地域コミュニティ団体を中心とする行政懇談会の開催、各種団体主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。

- 取組 ○市民協働会議を始めとする各種協議会設置、行政懇談会開催、各種会議等への出席により、各種団体の個別意見及び総意の把握に努めます。

## h アンケート調査

市の機関の取組

[現状] ○総合計画の実現状況を把握する市民意識調査（3年ごと市民・団体・事業者別に実施）、各分野のアンケート調査（定期又は臨時）によって、統計的に市民意識等を把握しています。

- 取組 ○施策実施における客観的な根拠資料となるように、アンケート等の調査方法（実施時期・対象・設問・回答方式等）を改善するとともに、回答率の向上を図ります。また、都市比較など多方面な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。

## 〈2〉行政活動における協働のあり方

市の機関は、みんなで取り組んだ方が、少ない経費で高い効果が得られる業務を見つけ、責任・費用などを明確にしながら実施して行きます。

## a 地域コミュニティ団体との協働（委託）

市の機関の取組

[現状] ○地域コミュニティ団体には、ごみ収集場の管理、交通安全の啓発活動、広報たはら等の文書配布、公園・排水施設の管理などの業務に加えて、イベントや講演会への参加や公職委員推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。

○地域コミュニティ団体においては、市からの依頼業務や行事参加が大きな負担となり、団体自

身が抱える地域課題への対応に手が回らないという苦情も聞かれます。

- 取組 ○市各課からの依頼項目を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の検討や、依頼事項の年間スケジュール・内容を示すことにより、負担の軽減を検討します。
- 地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼項目に取り組むことにより、地域課題も同時解決できるように工夫します。

## b 地域コミュニティ団体から要望への対応

市の機関の取組

[現状] ○地域コミュニティ団体の持つ地域課題（生活環境の整備、諸制度の改善等）に関する要望は、行政懇談会、校区総代会、代表者による随時の要望によって行われています。

○市の機関では、総務課又は各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは校区まちづくりアドバイザーに連絡機能（地域の希望把握）を持たせています。

- 取組 ○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組みます。また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。

## c 特定業務の外部委託（市指定委託）

市の機関の取組

[現状] ○専門資格が必要となる市の業務については、多様化への対応や効率性の観点から、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託（事業者等）による対応に切替えています。

○専門能力を生かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体を対象とする公共施設等の指定管理者制度を導入しています。※平成20年度現在：34施設

- 取組 ○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業のリストアップ、責任・成果の割り振りなど制度のあり方を検討し、業務内容に応じた協働の推進を図ります。

## d 市民等からの提案による協働事業（外部委託）

市の機関の取組

[現状] ○市の機関が実施すべき業務について、市民活動団体の提案により実施（団体が受託）している事業は、生涯学習分野などに見られますが、広く提案に対応する制度はありません。

- 取組 ○市民・市民活動団体・事業者の側からの提案による協働事業の実現に向けて、競争入札対象業務との公平性を確保するとともに、経費算定・期待される成果確認などの仕組みを検討し、早期実施を図ります。

## e 様々な協働形体の導入

市の機関の取組

[現状] ○市の施策のなかで、市民・団体等と一緒に取組まないと成果を上げられない業務などにおいては、協議会等を設けて業務を進めています。

○柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。

- 取組 ○業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を生かせるような協働方式の導入に取り組みます。
- PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）などの行政と民間の特性・能力等を生かした方式による業務実施を進めます。

### 〈3〉市民参加・協働状況の公表

市の施策・業務への市民参加・協働の状況は、毎年、公表することで  
やり方の改善や、新たな参加の拡大を図って行きます。

#### a 協働会議への報告・一般公表

市の機関の取組

[現状] ○市民参加・協働については、個々に状況を公表しているものもありますが、これらをまとめて公表しているものではありません。

- 取組 ○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめし、協働会議や一般市民に公表し、どのような分野・事業で参加・協働が行われているのか示し、他の団体が参加・協働を考えるきっかけとなるように工夫します。

## ■指針その3 市民間協働の推進

【条例第10条】

みんなで連携しながら、市民公益活動を進めていきます。

\*市民間協働：市民公益活動における市民・市民活動団体・事業者の相互の協働

### 〈1〉市民間協働のあり方

市民公益活動によるまちづくりを推進するため、市民、市民活動団体、事業者が得意な能力を生かして、相互の連携（協働）を進めていきます。

#### a 市民公益活動における連携・協力・援助

市民等の取組

[現状] ○イベントにおける団体の連携や事業者の協力など、市民公益活動においても協働が行われていますが、その状況は把握されていません。

○事業者の活動において、市民公益活動を支援する取組も見られますが、そうした内容はあまり市民等に知られていません。

- 取組 ○市民活動団体やその活動内容が知られてないため、まず、それらを周知しながら、連携・協力・援助によって解決できることを把握し、その促進を図ります。
- 各種団体等の活動目的・内容が異なることから、これらの協働を進めるためには、連携するうえでのルール（約束ごと）の明確化も必要となります。
- 事業者による市民公益活動への支援やそれらの情報を広く市民等に伝達する仕組みを検討し、活動の活性化を図ります。

#### b 市民活動団体による市民活動の支援

市民等の取組

[現状] ○各種団体の連合組織やNPOの育成・連携を目指した中間支援団体が存在し、市の関係課と協力しながら市民公益活動の活性化や各種調整を行っています。

- 取組 ○各市民活動団体の活性化を図るため、互いの能力向上や連携による課題解決を目指し、市民活動団体による市民活動団体のための自主的な支援活動の促進を図ります。

# ≪ 資 料 編 ≫

## 協働促進方針の6つの指針に関する補足

～ 市民協働まちづくり会議における各委員からの意見等 ～

### ■指針その1 市民等の役割の実現 【条例第4条～第6条】

#### 〈1〉 市民の取組のあり方のイメージ

##### a. 市民公益活動への参加

- 取組例 ◎隣近所のコミュニケーション（関わり方）を見直すことから始める必要があります。
- 取組例 ◎地域の親睦団体や行事に参加するだけでも、地域内のコミュニケーションを向上させるという点で意義のあることです。
- 留意点 ◎市民は、行政などから指示されると士気が低下してしまう場合があります。市民の自主性を尊重することが大切です。

##### b. 行政活動への参加

- 取組例 ◎安全安心な暮らしのため、防犯、防災、交通安全、ごみ減量や省エネルギーなど個々の市民として取り組みことができます。

#### 〈2〉 市民活動団体の取組のあり方のイメージ

##### a. 活動PR・信頼性の向上

- 取組例 ◎市民活動団体の活動内容の評価や公表がされていないため、安心して参加・連携ができません。第三者による審査制度を設ける必要があります。
- 取組例 ◎役員にならなければ分からない不透明な運営をしている団体も少なくありません。これを改善しないと次第に参加が得られなくなるでしょう。
- 取組例 ◎市民に名前・活動が知られている団体はごく一部しかありません。もっと市民にPRし、理解されることが必要です。
- 留意点 ◎活動の歴史が長い団体は、運営を変更することが難しい面がありますが、活性化を図るには開かれた運営（情報開示）が必要と思います。
- 留意点 ◎それぞれが得意分野で活躍することによって、自分でできないことを得意な人にやって貰うような社会で良いのではないのでしょうか。

##### b. 市民公益活動や行政活動への参加・協働

- 取組例 ◎福祉分野のボランティア団体は、自らの団体の取り組みを進めることが、福祉のまちづくりの実践活動となっています。
- 取組例 ◎スポーツ団体は、自らの活動に取り組むとともに、市の施策の実践や協力により、市民の健康づくりや生涯学習に貢献しています。
- 留意点 ◎参加も協働も、市民や団体の知識レベルが向上しなければ、充実したものにはなりません。

田原市が全国に誇る図書館を利用して、市民の知識向上を図ることも一案です。

### 〈3〉 事業者の取組のあり方のイメージ

#### a. 事業活動による社会貢献

- 取組例 ◎農業者は、安全安心な食料を生産しながら、農村地域の環境保全にも貢献しています。
- 取組例 ◎商業者は、市民ニーズに応えるべき経営展開するとともに、商工会の地域活性化のイベント等を通じて地域に貢献しています。

#### b. 市民公益活動への参加・支援

- 取組例 ◎個人企業は、大企業と同じような支援はできませんが、規模・内容にあった市民公益活動の参加・支援（人材・資金・資材等）の仕方があります。
- 取組例 ◎事業者は、市民公益活動に参加し、様々な人や活動を知ることにより、人材が育成され、事業活動を発展させる契機にもなります。
- 取組例 ◎日本一の農業産地という特性から、市民公益活動においても若手農業者の参加の拡大を図ることが重要です。
- 留意点 ◎農業者は、NPOやボランティア団体に参加するというより、地元の自治会活動において中心的役割を担っています。
- 留意点 ◎事業者からの支援・協力が得られるように、市民活動団体の内容をPRする必要があります。

#### c. 行政活動への参加・協働

- 取組例 ◎事業者団体の代表者として、市の施策づくりに参加することは、地域全体の発展と、自らの事業環境の改善を図ることができます。
- 取組例 ◎専門性・効率性等を活かし、市の施策の一部業務を受託することで、行政の効率性向上に貢献します。

## ■指針その2 行政参加・協働の推進

【条例第9条】

### 〈1〉 市民参加・参画のあり方のイメージ

#### a. 積極的な行政情報の公開

- 取組例 ◎市民から掲載内容の希望を取り、自分の見たい時間に利用できるインターネット・ホームページによる情報提供の充実を図ります。

#### b. 行政活動への市民参加の拡大

- 取組例 ◎市民活動団体や事業者団体の情報連絡（会報・ホームページ等）に関連する行政情報を掲載し市民等にPRします。

#### c. 市民公募委員の導入

- 取組例 ◎『まちづくり市民塾』を創設し、まちづくりに関心のある市民が行動するための知識を修得できるようにするとともに、公募委員候補者を養成したら良いと思います。

#### d. 市民活動団体等への参画要請の整理

- 取組例 ◎各種団体の代表者は必然的に年齢が高いので、若者の意見を聞き入れる仕組みをつくるのが大切です。
- 取組例 ◎その分野内の団体における意見を調整する仕組みがあれば、市から要請される会議への参加は、複数の役員で分担することができます。

#### g. 意見交換のための会議開催

- 取組例 ◎市長との対話を希望する市民活動団体を公募し、複数団体合同の対話集会『市長の日』を設け、意見交換を行います。

## 〈2〉行政活動における協働のあり方のイメージ

### a. 地域コミュニティ団体との協働（委託）

- 留意点 ◎自治会長等は、時間的拘束が大きすぎて受けて貰えにくくなっています。地域コミュニティ団体と市による改善の検討が必要です。

### b. 地域コミュニティ団体から要望への対応

- 取組例 ◎校区（コミュニティ協議会）で決定した地域独自ルールについても、市の条例のように制度化（義務化）できれば良いと思います。
- 留意点 ◎自治会の課題について、校区（コミュニティ協議会）でまとめて要望する仕組みが理解されていません。

### c. 特定業務の外部委託（市指定委託）

- 取組例 ◎利用する団体等が主体となって、施設を管理運営（受託）することにより、施設利活用の向上を図ります（指定管理者制度）。

### d. 市民等からの提案による協働事業（外部委託）

- 取組例 ◎市民・団体・事業者が、それぞれ身近な道路の除草など管理を行うことで、まちづくりに貢献する仕組みづくりが必要です。
- 留意点 ◎事業内容によっては、委託事業よりも補助金の方が自由にできます。

### e. 様々な協働形体の導入

- 取組例 ◎緑のまちづくりのように、市が花の苗を育て、市民・団体等が定植・管理を分担して進める形が良いです。
- 取組例 ◎市・市民活動団体・事業者が連携し、環境美化や交通安全などに対応する協議会は、参加者自身の意識改善の効果があります。
- 取組例 ◎田原市は、他の自治体に比べて、財政面で信用力が高く、PFIなど民間活力の導入した手法が実施しやすいと思います。
- 取組例 ◎以前行われていた町民体育祭のように、地域が競い合うイベントを行い、地域内と市全体の連帯意識を築く必要があります。
- 留意点 ◎実行委員会方式のイベントでは、もっと市民団体に役割や責任を持たせた方が達成感のある内容になるのではないのでしょうか。

## ■指針その3 市民間協働の推進

### 〈1〉市民間協働のあり方のイメージ

#### a. 市民公益活動における連携・協力・援助

- 取組例 ◎食事やお酒を飲みながら腹を割って話せる交流会は、数回の会議よりも効果があるので、市民活動団体主催で実施すると良いと思います。
- 取組例 ◎事業者は、農業・商業・工業のそれぞれの団体内にしか交流がないので、全体が集まる場を設け、産業連携を進める必要があります。
- 取組例 ◎市民から直接、各団体（市民公益活動）に経済的支援ができる制度があれば良いと思います。
- 留意点 ◎自治会と地域外のNPO等との連携は、地域から見た意見や、外から見た意見を互いに知ることによって活動の参考にできます。
- 留意点 ◎市民活動団体同士の交流・連携を進める際、市は直接介入しない方が良いです。
- 留意点 ◎地域コミュニティ団体から活動場所を借りているが、今後も協力を得るには活動を理解して貰うことが重要です。
- 留意点 ◎市民団体間の協働では、それぞれの団体の思いを知ることが重要です。

#### b. 市民活動団体による市民活動の支援

- 取組例 ◎市民活動団体の連絡調整の場を設け、そのなかで情報交換や相互協力を行うことができるのではないのでしょうか。
- 取組例 ◎他の市民活動団体の活動と連携しながら、自らの活動目的を達成するためには、情報ネットワークを形成する必要があります。

田原市市民協働促進方針の叩き台

# 事務局案の続き

構成項目

## 第3章 市民協働の6つの指針

- 指針その4 市民公益活動の支援
  - 〈1〉活動環境の整備のあり方
  - 〈2〉情報提供のあり方
  - 〈3〉人的・財政的支援等のあり方
  - 〈4〉市民間協働の支援のあり方
- 指針その5 地域コミュニティ活動の振興
- 指針その6 市民協働まちづくり基金の活用

## 第4章 市民協働まちづくり会議の運営

## 第5章 実現に向けての取組姿勢

市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的支援、財政的支援により市民公益活動の促進を図ります。

## 〈1〉活動環境の整備のあり方

市の機関は、市民公益活動のための施設整備、施設利用の利便性向上や、安心して活動できる環境の確保に取り組んでいきます。

### 市の機関の取組

#### a 施設等の整備・利用改善

- [現状] ○活動拠点として、文化会館、各種公園、運動施設に加え、各校区に市民館等を整備するとともに、インターネットによる公共施設予約システムによる利便性の向上に取り組んでいます。
- 社会教育団体連絡協議会において、公共性の高い行事について、文化会館等を利用するイベント等の開催日程・場所の事前調整を行っています。

《取組ポイント》 旧三町から継承した公共施設の管理経費負担が大きくなっていることから、統廃合を視野に入れて、効率的な施設運営・利用のあり方及び利便性の向上を検討します。

- 取組例 ◎遊休施設の市民公益活動への提供が検討されていますが、現状では、利用時の維持管理経費の負担が利用のネックとなっている。
- 取組例 ◎公益性の高い事業は、優先使用(予約)できるようにするとともに、使用料の減免を行う。
- 取組例 ◎公共施設の優先利用等調整ルールを制度化し、その運用状況を一般公開する。
- 取組例 ◎各団体にとっては必要だが、使用頻度が少なく購入するまでには至らない器具・備品を市で揃え、みんなで使う。
- 留意点 ◎児童クラブの影響で市民館の利用が満杯になっている。市の施策で利用する際にも調整を十分に必要がある。
- 留意点 ◎利用者からの意見を取り入れ、施設の改善して行く体制が必要で、柔軟な対応ができるように予算を確保して欲しい。

### 市の機関の取組

#### b 市民公益活動の環境整備

- [現状] ○ソフト面の環境整備として、市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において市民社会活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害補償をしている。

《取組ポイント》 公益性の高い活動について、市民社会活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を整えるとともに、参加者の自己責任と、公益活動として支援する部分を実態に即して明確化します。

- 取組例 ◎どのような活動・団体に対して、ふれあい保険が対象になるのかをわかりやすく市民等にPRすることが必要。
- 留意点 ◎行事に参加する際、嘱託員(非常勤公務員)の立場と市民として参加する場合は、取扱いに改善が必要な不合理面がある。

## 〈2〉 情報提供のあり方

市の機関は、市民公益活動の情報発信に協力するとともに、  
個人情報保護に留意しながら、必要な情報を提供して行きます。

### 市の機関の取組

#### a 市民公益活動の市民等への情報提供

[現状] ○公益性の高い活動（共催・後援事業等）については、可能な範囲内で、広報たはら、市ホームページ等で紹介するとともに、総代文書による文書配布・回覧、公共施設等へのポスター掲載により、市民へのPRに協力しています。

《取組ポイント》 市民等への市民公益活動の情報提供について、対象となる活動と提供方法に関するルールづくりを検討するとともに、総代文書による配布・回覧などにおいては、単に情報量を増やすだけでなく、情報を受け取りやすくなるように工夫します。

- 取組例 ◎ボランティア団体のメンバー募集・活動PRを、市の関係課が支援することによって、その分野の市の施策が進むのではないかと。
- 取組例 ◎東三河5市で協働運営している市民活動のポータルサイト「どすごいネット」をPRし、市民活動団体の情報を幅広く発信する。
- 取組例 ◎総代文書で配布するチラシが多いので、出来るだけ広報の中に集約し、すべての情報は市ホームページで見られるようにする。
- 留意点 ◎総代文書による文書配布は、単に情報提供ではなく、地域のコミュニケーションにおいて重要な役割がある。

### 市の機関の取組

#### b 行政情報の提供

[現状] ○市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、極力お知らせのようにしています。  
○市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取り扱い基準に従う必要があり、現状として市民活動団体には提供していません。

《取組ポイント》 個人情報を悪用した犯罪が多発するなか、確実な情報管理体制が必要となることから、これらに配慮しつつ公益活動に情報を提供できる方法を検討します。

- 取組例 ◎愛知県地域づくり団体連絡交流会や国県の各種支援施策を関係団体に紹介する。
- 取組例 ◎安心安全のための実施する市民公益活動に対する住民情報について、個人情報保護に適合する仕組みを検討する。
- 取組例 ◎市の補助事業として実施する場合、個人情報の適正管理の仕組みを検討して、住民情報を出せるようにする必要がある。
- 留意点 ◎本来、住民情報は、隣近所のコミュニケーションで集めることが理想であることを常に意識する必要がある。

### 〈3〉 人的・財政的支援等のあり方

市の機関は、市民公益活動に対して、人的、財政的、その他の必要な支援を行います。

#### 市の機関の取組

#### a 市民公益活動への人的支援

[現状] ○人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談や校区まちづくりアドバイザー（担当職員）の派遣などによる相談業務を行っています。

《取組ポイント》 市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできるだけ多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。

- 取組例 ◎公益性の高い活動が認められる市民活動団体に市職員を派遣させることで、団体活動の活性化を図る。
- 取組例 ◎市の業務に市民活動団体のメンバーを参加させるという方法も人材育成になる。
- 取組例 ◎市民活動団体に必要なアドバイザーとして、市の職員（専門分野）を指名できる制度を設ける。
- 取組例 ◎国の制度を利用して、全国で活躍する各分野のスペシャリストをアドバイザーとして来て貰うことで突破口が開ける。
- 取組例 ◎市民活動支援センターの開設日・時間を拡大し、団体が相談しやすい体制にする。

#### 市の機関の取組

#### b 市民公益活動への財政的支援

[現状] ○地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策推進に関連した補助金が支出されています。

《取組ポイント》 “市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民公益活動への補助金交付など効果的な活動支援に取り組めます。また、市民協働まちづくり基金を活用し、事業の継続性や他の支援とのバランス等を検討しながら市民提案型補助事業を導入します。

- 留意点 ◎市民公益活動に対する公平な支援を実現するルールを検討し、補助金の既得権意識を無くす必要がある。
- 留意点 ◎すべての補助金について、事業内容・金額・成果等を市民に公表し、市民の評価を受ける必要がある。

#### 市の機関の取組

#### c 市民公益活動へのその他の支援

[現状] ○市の施策に合致する市民公益活動（イベント等）については、共催又は後援し、施設利用の減免や活動のPRに取り組んでいます。

《取組ポイント》 共催・後援等の取り扱いを明確化するとともに、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組めます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。

- 取組例 ◎イベント等の共催・後援等の制度化し、その運用状況を公表する。
- 取組例 ◎活動活性化のためにハードルの高い表彰制度を設ける。全部の団体が自動的に貰えるようでは意味がない。

## 〈4〉 市民間協働の支援のあり方

市の機関は、市民同士の協働が進むように、交流の場・機会を設けて行きます。

### 市の機関の取組

### a 市民間協働の促進のための支援

〔現状〕〇市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみんのひろば」の開催を支援しています。

《取組ポイント》 市民公益活動における連携の意向(他の団体に対する協力要請等)や実現状況を把握するとともに、連携・協力・援助が進められるように情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組みます。

- 取組例 〇市民、市民活動団体、事業者から、市民公益活動として利用可能な施設の提供を受け、必要な団体に伝える仕組みを作る。
- 取組例 〇警察、消防、事業者が連携して、校区防災フェアーを実施しているが、これらをつなげてくれる市の役割は大きい。
- 取組例 〇自治会など地域コミュニティ団体も「しみんのひろば」に加入し、連携を深めたら活動の幅が広がると思う。
- 留意点 〇「しみんのひろば」は、市民団体の発表の場であり、団体主導で運営すべきで、市の役割は場の確保とPRが良い。

### ◆東三河5市連携による市民活動ポータルサイト「どすごいネット」\*インターネット・ホームページ

The screenshot shows the homepage of 'どすごいネット' (Dodosoi Net), a portal for citizen activities in the five cities of Higashimikawa (Toyooka, Toyohira, Toyokuni, Toyokawa, and Toyokuni). The page is organized into several main sections:

- Header:** Includes the site name 'どすごいネット' and navigation links for 'トップページ', '参加団体', and 'サイトマップ'.
- Left Sidebar:** Contains navigation links for 'ホームページについて', '初めての方へ', '会員募集', '団体登録について', 'メルマガ', 'リンク', 'お問い合わせ', '携帯サイト', and 'おしらせ'.
- Main Content Area:**
  - イベント情報 (Event Information):** Lists various events such as '夏祭り', '防災フェアー', and 'ボランティアフェアー'.
  - ボランティア募集 (Volunteer Recruitment):** Features sections for 'ボランティア募集' and 'イベントカレンダー'.
  - 活動内容 (Activity Content):** Provides information on '活動内容でさがす' and '団体をさがす'.
  - 市でさがす (Search by City):** Offers filters for different cities: 豊橋市, 豊川市, 蒲城市, 新城市, 田原市.
  - 助成金情報 (Grant Information):** Details available grants and application procedures.
- Right Sidebar:** Contains additional information and links, including 'お問い合わせ' and 'お問い合わせ'.

## ■指針その5 地域コミュニティ活動の振興【条例第14条～第18条】

まちづくりの基礎となる地域コミュニティ団体を、みんなで振興して行きます。

### 〈1〉地域コミュニティ団体の活性化のあり方

地域コミュニティ団体を、みんなで活性化して行きます。

#### ① 市民・市民活動団体・事業者の参加

##### 市民の取組

##### a 市民の加入・活動参加

[現状] ○市民は、地元の自治会（区、町内会等含む）に所属し、その互助活動に参加することによって生活に身近な課題に対処するとともに、校区コミュニティ協議会の活動において役割が求められる場合や関心のある行事等に参加しています。

○近年、アパート居住者などに、これらの活動に参加しない方々があり、役割分担やルール不徹底などの問題が生じています。

《取組ポイント》 市民が生活する地域への愛着と誇りを持ち、互いに助け合うことの必要性とそれぞれが果たすべき責任を認識しつつ、身近な自治会や校区コミュニティ協議会の活動に参加し、自らができることに取り組みます。

■取組例 ○市民の自治会参加は、あまり強制するようなやりかたには問題があると思う。高齢者などは状況に応じた取組が必要。

■取組例 ○まずは、隣近所で日常のコミュニケーションを図ることから始めることが重要と思う。それがないと自治会も成立しない。

##### 市民活動団体の取組

##### b 市民活動団体の加入・活動参加

[現状] ○従来から存在する互助的な市民活動団体は、その所在地の自治会や校区コミュニティ協議会の構成員や、協力団体として活動に参加していますが、その状況は地域ごとで異なります。

○ボランティア団体やNPOなどの新たな市民活動団体は、その活動が認知されてないため、自治会や校区コミュニティ協議会の構成員になることは少ない。

《取組ポイント》 市民活動団体の構成員が属している地元の地域コミュニティ団体に、加入又は活動参加することにより、団体への理解・協力を得ながら、相互に連携し合う関係が構築しながら、自らができることに取り組みます。

##### 事業者の取組

##### c 事業者の加入・活動参加

[現状] ○事業者は、事務所や工場等の所在地の自治会などに出来る範囲で協力（賛助会費負担、場所や器材の提供等）しています。また、農業者の場合、地域環境に大きな影響があることから、関係団体の役員などが地域コミュニティ団体の構成員となっているケースもあります。

《取組ポイント》 事業者として、関わりのある地域コミュニティ団体に加入し、可能な範囲で活動参加に取り組みます。

## ② 市の機関の支援

### 市の機関の取組

### a 地域コミュニティ団体の振興策

[現状] ○平成 18 年度に田原市地域コミュニティ振興計画を策定するとともに、総務課市民協働係において、連絡調整や活動支援を行っています。

《取組ポイント》 市は、地域コミュニティの位置付けやあり方の検討、まちづくり計画の策定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に取り組みます。

- 取組例 ○地域コミュニティを活性化させるためには、楽しめるイベントやコミュニケーションが図られる宴会が重要だと思う。
- 取組例 ○自治会長のOBを含めた地域コミュニティ団体のあり方を検討する研究会を設置し、各団体に改善策を提案する提言する。
- 取組例 ○二十年前に比べると自治会も崩壊しつつあるが、今ならまだ立て直せる。それには地域に愛着を持つことが重要なポイントとなる。
- 取組例 ○市民同士のふれあいが一番重要なことだが、市民参加のイベントは、合併後は人数の関係から限定されてきたが、中学校単位や校区回り順の体育祭などを行ったら良いと思う。

### ■田原市地域コミュニティ振興計画（平成 19 年 3 月策定）

1. 振興方針 …… 「地域コミュニティに期待される協働社会の役割の実現」

2. 振興施策（4つ）

#### (1) 環境づくり

- ①地域コミュニティの位置付けの明確化  
…… 条例（市民協働まちづくり条例）による位置付けの明確化
- ②地域コミュニティのあり方の検討  
…… 組織の多層化・市民館組織との重複の改善、規模の適正化・運営基準等
- ③分野コミュニティ等との連携の推進  
…… ニーズの多様化に対応するため、ボランティア団体、NPOとの連携推進
- ④市の地域コミュニティ振興体制の充実  
…… 市役所・支所の対応体制の充実、市民館主事の研修、アドバイザー派遣等
- ⑤連絡調整の場の設置  
…… 校区総代会等の運営改善、行政懇談会の開催
- ⑥市民への意識啓発  
…… 広報たはらやケーブルテレビ等による地域コミュニティの紹介・参加啓発

#### (2) 活動の活性化

- ①計画的な地域づくりの推進  
…… 校区まちづくり推進計画（校区計画）の策定支援、自治会の計画策定推進
- ②活動拠点の充実  
…… 校区市民館の整備・改修・運営方法の改善、校区計画の実現推進、集会場等整備支援等
- ③地域活動の支援  
…… 自主活動支援の見直し・適正化
- ④その他の活性化策の推進  
…… 先進的モデル事業の募集・選定、その他新たなコミュニティ活性化策の検討

#### (3) 協働関係の構築

- ①役割の認識  
…… 総合計画に位置付けられた地域コミュニティの役割（118本の基本事業）の認識
- ②協働ルールの確立  
…… 市の計画策定への参画、協働事業への相互参加、市からの随意委託等のルール制定等
- ③最適な業務委託の実施  
…… 地域コミュニティへの業務委託に際し、適格性・経済性・波及効果・意識啓発等の検証

#### (4) 市全体のまちづくりの推進

- ①市施策への協力  
…… 市全体の視点からの市施策への協力、地域への影響の配慮
- ②地域コミュニティ間の連携  
…… 地域コミュニティの連携による市の施策推進・地域コミュニティ事業の推進

## 市の機関の取組

### b 地域コミュニティ団体の意見の反映

[現状] ○地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、校区や自治会を対象とする説明会を開催して、地域住民の意見を把握・対応しながら進めています。

《取組ポイント》 市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会や校区等で民主的な方法で集約された地域意見に配慮しながら進めていきます。  
また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、地域(校区)まちづくり推進計画などにおける地域の取組方針に配慮します。

■取組例 ◎校区ごと実施する行政懇談会や随時の打合せを開催し、地域コミュニティ団体と市の関係部課が十分に意見交換することが重要。

## 市の機関の取組

### c 地域コミュニティ団体の認定制度

[現状] ○条例施行以前は、財産保全のための地方自治法の地縁団体制度による認可が行われていますが、財産を持たない地域コミュニティ団体を公証する制度はありませんでした。

《取組ポイント》 地域コミュニティ団体の活性化の手段として、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定(公証)します。

また、数年後には、すべての地域コミュニティ団体が認定団体となるように、運営の手引きを作成するなど、運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組めます。

■取組例 ◎地域コミュニティ団体の運営を診断するとともに、理想的な運営体制や活動を研究する組織を設置してはどうか。

■取組例 ◎住民等に参加を呼びかける上で、認定を受け、活動が民主的に行われていることを示すことは意義がある。

■留意点 ◎認定基準は、地域の運営の自主性を認め、基本的部分の確認にとどめるとともに、あまりハードルを高くしてはいけないと思う。

■留意点 ◎認定を受けることきっかけとして、地域コミュニティ団体自身が自らの活動を見直し、改善することが重要と思う。

#### ■田原市市民協働まちづくり条例施行規則 (平成20年4月施行)

##### 地域コミュニティ団体の認定に関する確認事項 (第2条第1項)

- ①団体の名称及び事務所の所在地
- ②代表者の氏名及び住所
- ③活動の区域
- ④構成員の状況
- ⑤規約(組織体制、役員選出、財産処分・事業運営等の決定手続きなど)
- ⑥運営の状況(市民等の参加を得るための取組、団体運営の情報公開、予算・決算・事業計画・事業報告など)

## (2) 地域コミュニティ団体の取組のあり方

地域コミュニティ団体は、身近なまちづくりに自主的に取り組んでいきます。

### ① 組織体制の改善

地域コミュニティ団体の取組

#### a 組織の見直し

[現状] ○自治会は過去の経緯によって形成されており、規模も形態も様々となっています。校区、校区コミュニティ協議会は、ある程度の部分は市から提示された形式にそって形成されています。

《取組ポイント》 地域コミュニティ団体への期待に応えるため、市との協働関係や自治会・校区・校区コミュニティ協議会の機能分担等を考慮し、最適な組織体制を検討し、それぞれの組織の改善に取り組みます。

■取組例 ◎校区総代OB、自治会長OB等により、地域コミュニティ団体のあり方（理想的な運営）を検討する研究会を設ける必要がある。

### ② 市民等の参加機会の確保

地域コミュニティ団体の取組

#### a 加入・参加の拡大

[現状] ○住民の自治会は、世帯単位の加入となっていますが、アパート居住者などを中心に未加入者が増加する傾向にあり、市街地中心部で加入率が低下しています。  
○総会やイベントなどの活動は地域によって異なり、その参加状況も地域によって異なっています。

《取組ポイント》 市民等に地域コミュニティ団体の運営ルールや活動状況の公開し、周知を図り、新たな住民等が加入・参加しやすくなるように取り組みます。また、男女共同参画(特に女性参加)や多分化共生(在住外国人への対応)についても、配慮しながら取り組みます。

■取組例 ◎女性の参加が得られずに困っている。地域コミュニティに女性が活躍する場が必要と思う。

■取組例 ◎自治会は、役員経験者でなければ分からない部分もある。一層の情報公開が必要と思う。

■取組例 ◎自治会役員で情報が止まり、住民に伝わってこないことがあり、それでは市民が協力しようがない。自治会も情報伝達が重要。

■取組例 ◎自治会加入において、アパート住まいの独身者に情報を伝えるのは難しい。参加の最低限のことだけは決める必要があると思う。

### ③ 課題対処等の取組

地域コミュニティ団体の取組

#### a 地域課題の対処

[現状] ○自治会、校区、校区コミュニティ協議会のそれぞれが役割分担しながら生活に身近な課題に対処していますが、住民のライフスタイルやニーズが多様化するとともに、担い手不足が問題となっています。

《取組ポイント》 自助(自らの取組)・共助(自らできないことを隣近所や自治会等で取り組む)・公助(共助で対応できないことを行政で取り組む)による補完性の原理を基本に、地域住民の相互理解に基づく、課題対処に取り組みます。

■取組例 ◎自治会長が1年で交替する場合、事業をこなすことで精一杯で、課題解決までは進められない。役員間で負担を軽減させるような体制をつくり、複数年できるような体制づくりが必要と思う。

- 取組例 ◎自治会が地域課題を解決するためには、活動を見直すためのきっかけづくりが必要。自治会長研修会を年2回は開催すると良い。
- 取組例 ◎各自治会から校区に役員（自治会長以外）を出して貰い、継続した校区課題への取組ができる体制を設けた方が良いと思う。
- 取組例 ◎校区総代には、資金面などの権限がない。校区のコミュニティを振興するには、責任だけでなく、それなりの権限が必要と思う。
- 取組例 ◎地域コミュニティ団体が、独自に地域ルール（罰則付き）を決められると校区まちづくり計画なども実効力が持てると思う。
- 取組例 ◎地域コミュニティ団体と市民の代表である議員とは、市政報告や情報交換を含めてもっと連携があっても良いと思う。
- 取組例 ◎地域の情報は、出来る限り地域コミュニティ団体自身で把握できるような仕組みが必要と思う。
- 取組例 ◎校区まちづくり推進計画を策定する際のように、地域の課題を明確化し、それを誰が解決できるかを認識することが大切と思う。

#### ④ 関係団体との連携

##### 地域コミュニティ団体の取組

##### a 地域コミュニティ団体との連携

[現状] ○校区コミュニティ協議会・校区の連絡調整の場として田原市校区総代会が開催されていますが、自治会に関する全市的な組織はなく、校区内の連絡調整体制は各校区で異なっています。

○中学校単位では、東部中学校区で連携する組織（田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会）が設置され、市と連携しながら地域課題への対応を進めています。

《取組ポイント》 隣接する自治会・校区・校区コミュニティ協議会との連携により、地域課題への対応を進めるとともに、自治会・校区・校区コミュニティ協議会において役割の分担を図ります。

- 取組例 ◎校区総代会は、市からの情報提供が中心で、校区同士の情報交換や連携・協力というテーマでの活動展開が必要と思う。
- 取組例 ◎校区の会議は、校区総代から自治会長に書類を渡したり、市からの連絡事項を伝えるだけとなっている。
- 取組例 ◎自治会の問題について、校区として対応できることもあるので、校区総代が出席してアドバイスすれば良くなると思う。
- 取組例 ◎中学校単位の総代会などを開催し、連携や協力を図ってはどうかと思う。

##### 地域コミュニティ団体の取組

##### b 地域の各種団体との連携

[現状] ○子ども会や老人クラブなどの従来型の団体は、地域コミュニティ協議会の構成員となるなど連携が見られるが、新たに発足したNPOなどと連携しているケースはあまり見られない。

《取組ポイント》 地域課題への対応において、専門分野で活動するNPOやボランティア団体などの市民活動団体との連携・相互協力によって、その解決の促進を図ります。

- 取組例 ◎校区コミュニティ協議会にNPOなどの市民活動団体と連携を図ると良いと思うが、まず、それら団体とのコミュニケーションが必要と思う。一番のコミュニケーションは宴席。
- 取組例 ◎地域における協働の推進は、地域コミュニティ協議会が中心となって各種団体と連携する体制が良いと思う。

## ⑤ 意見の集約・代表

地域コミュニティ団体の取組

### a 意見の把握

[現状] ○自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、生活に身近な課題について、必要に応じて連絡機能や会議などを通じて住民等の意見を把握しています。

《取組ポイント》 住民等が自由に自らの意思表示し、それを民主的に汲み取ることができる体制を確保するとともに、関連事項を的確に検討できるように必要な情報提供・公開に取り組みます。

■取組例 ◎地域における協働の推進は、地域コミュニティ協議会が中心となって各種団体と連携する体制が良いと思う。

地域コミュニティ団体の取組

### b 意見の集約・代表

[現状] ○自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、生活に関連する市の施策や事業者の事業等について、必要に応じて住民意見を集約して、要望や同意などの意思を表明しています。

《取組ポイント》 地域に関する課題の関連情報を収集し、十分に理解した上で、地域内の様々な意見を掌握し、これらを民主的な方法によって集約したものを地域意見として表明します。

## ■指針その6 市民協働まちづくり基金の活用 【条例第19条】

市民協働まちづくり基金を、市民の連携、地域振興、市民公益活動の活性化に、みんなで有効活用して行きます。

### 〈1〉基金管理のあり方

現在又は今後の市民公益活動の資金を確保するための基金を、適切に管理します。

市の機関の取組

#### a 合併特例債積立部分の管理・運用

《取組ポイント》 この基金は、市の合併に対する国の支援として用意された手法(合併特例債による借入)を中心に原資を積み立てるため、この部分の取崩しはできないことになっています。  
したがって、この原資を确实・有利な方法によって運用し、この運用益によって市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進を図って行きます。

市の機関の取組

#### b 一般寄付等による積立部分の確保・運用

《取組ポイント》 この基金は、市民等の寄付による積み立ても出来ますので、市民公益活動の支援財源を確保するため、寄付募集を市民に周知して行きます。  
また、この部分の原資は、取り崩して使うことも、運用益を利用することも可能ですので、ニーズに応じて充当して行きます。

- 取組例 ◎市のホームページに市民等からの寄付募集やその際の税控除等の制度を掲載するとともに、寄付のしおりを作成する。
- 留意点 ◎市に対する個人の寄付は、市内在住・市外在住ともに、ふるさと寄付金控除が適用となります(5千円以上は住民税等が控除)。

## 〈2〉基金運用益等の活用のあり方

みんなが必要と考える市民公益活動に、基金の運用益を活用して行きます。

### 市の機関の取組

#### a 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

[現状] ○平成20年度の基金運用益（約100万円）は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用（委託料等）に充当します。

《取組ポイント》 毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的（市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進）に即して、まず、市民公益活動の補助経費（公募）に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源又は基金積み立てに利用します。

- 取組例 ○市民活動支援の補助金としては、年間200万円もあれば十分であり、全部使い切る必要はないと思う。
- 取組例 ○市民が補助金を審査する場合、事前に厳格な審査基準を設けなければ無責任な結果になってしまうのではないかな。
- 取組例 ○補助金は、交付を決定して権利を与える時より、結果・成果を報告させ支出額を決定する際に重点をおくべきではないかな。

### 市の機関の取組

#### b 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

[現状] ○市は、過去に市民提案型補助制度を設けていたが、応募者の特定化などの問題が生じたため、これを廃止し、現在は活動への助言アドバイスなどの支援に切り替えています。

《取組ポイント》 市民公益活動の活性化や協働意識の向上に対応するために、他の補助制度との均衡を図りつつ、基金運用益等の範囲内で市民提案型市民公益活動支援制度を設けます。この補助制度は、市民公益活動の現状と課題を踏まえ、この活動の活性化を実現するための制度を検討します。

### (1) 運営方法

条例及び施行規則等に基づき、市民協働まちづくり会議を運営します。

#### ① 会議の委員

○公募市民、市民活動団体の関係者、事業者団体の関係者、市の機関に属する者、学識経験者などの市長が選任する15人以内の委員で構成し、任期は2年間です。

#### ② 会議の運営

○会長、副会長は委員の互選により決定し、会長は、会議の代表、会務の総理、会議の招集などを務めます。

#### ③ 会議の開催

○平成20年度は協働促進方針策定の関係から5回開催しましたが、平成21年度以降は年2回を定例会とし、必要に応じて臨時会を開催します。

### (2) 協議事項

この会議は、次の3つの区分を協議事項とします。

#### ① 田原市市民協働促進方針の策定・改定等

○方針策定 …… 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、権利義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえた一定期間の取組方針を定めます。

○状況確認 …… 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価します。

○方針改定 …… 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針を改定します。

#### ② 協働促進方針に関わる施策の検討

○行政参加と協働の促進に関する施策

○市民公益活動における協働の促進に関する施策

○市民公益活動の支援に関する施策

○地域コミュニティ振興に関する施策（支援・認定基準）

○基金活用の施策（運用益等活動支援）

#### ③ その他の必要事項の調整

○その他協働に関する調整事項      その他委員提案等

## 第5章 実現に向けての取組姿勢

この方針に掲げる項目が実現され、成果を上げる前提として、「相互理解と信頼の構築」が不可欠であるという認識から、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が共通して取り組む必要のある基本姿勢を示します。

### ① あいさつ運動

…… 全てのコミュニケーションの基本となる「明るいあいさつ」に満ちたまちづくりを進めて行きましょう。

### ② 会議ルールへの遵守

…… 限られた時間を有効に使い、成果の高い調整・検討を行うために、みんなで会議の基本ルールを認知し、これを守るようにしましょう。

※合意形成のルールには、4つの権利・10の基本原則を定めた「ロバーツ・ルール」などがあります。

#### 「ロバーツ・ルール」 ～会議をうまく進めるために～

「一人が長々と自分の意見を話し続ける」、「同じ話題が蒸し返されて議論が進まない」、「一人の反対で物事が決まらない」など、会議が思うように進まず、納得いかないまま終わってしまう。会議を上手く進めるには、一定のルールが必要ということを参加者が分かっている必要があります。

会議のルールは、議会制民主主義が形づくられる中で整理され、アメリカ議会を手本に、H・M・ロバートが1876年にマニュアル化したものが「ロバーツ・ルール（ロバート議事規則）」です。

これに従って議事を進めた組織は、議会進行や手続きの混乱から開放され、国の違いを越えて、広く地域や組織の課題を解決するための話し合いのルールとして活用するようになっていきます。

- \* 4つの権利**
- ① 多数者の権利（過半数の賛成による決定）
  - ② 少数者の意見が傾聴される権利（2名以上の賛成で議案を採り上げる）
  - ③ 構成員個人の権利（プライバシー擁護、個人攻撃を不可、一人一票の議決権）
  - ④ 欠席者の権利（不在者投票や委任状の仕組み）

- \* 基本10原則**
- ① 組織の権利は、各構成員一人ひとりの権利にまさる
  - ② すべての構成員は平等であり、その権利も平等である
  - ③ 審査を進めるには定数以上の出席が必要である
  - ④ 多数決で決める
  - ⑤ 沈黙は同意を意味する
  - ⑥ 3分の2評決ルール（構成員の権利制限・奪取の場合）
  - ⑦ 一度に一つの議題、一度に一人の発言者
  - ⑧ 議論が尽くされるまで表決に持ち込むことはできない
  - ⑨ 一度採決された議題は、同じ会議では再度採り上げない
  - ⑩ 個人攻撃はしない

### ③ 持続的な学習・体験

…… 自己の活動の活性化、互いの活動への理解、課題認識の共有などを図るために、社会動向・専門情報などの学習や具体的な活動を体験し、まちづくりに貢献できる知識や能力に磨きをかけましょう。

#### ④ 無駄の削減

…… みんなで当事者意識を持って、企画段階から考え、一緒になって取り組むことで、まちづくりの活性化や長期的かつ幅広い視野を持ちつつ、地域社会や行政の無理・無駄を無くして行きましょう。

#### ⑤ 男女共同参画

…… みんなが自分らしく輝ける社会を目指し、男女のそれぞれが互いの能力を認め合い、女性が活動しやすい場づくりを進めるなど、一緒になってまちづくりを担って行きましょう。

#### ⑥ 幅広い世代の参加

…… 子どもから高齢者までのすべての市民が、それぞれの世代のライフスタイルや特性を活かして活躍できるように、自由な意見交換や協力体制を整え、幅広い世代の参加によるまちづくりを進めましょう。

#### ⑦ 多文化共生

…… 増加しつつある市内在住の外国人は、既に産業などにおいて一定に役割を果たしていますが、その他のまちづくりにおいても、互いの文化を理解しながら、自己の特性を活かした活躍ができるように、参加を呼びかけて行きましょう。

## 第6章 方針の評価

田原市の現状は把握し、この方針をより良いものに改善するためには、取組状況を確認・評価する必要があります。

### (1) 取組状況の把握

この方針策定から3年後となる平成23年度に、方針の各項目に関する市民、市民活動団体、事業者及び市の機関の取組に情報を収集・整理します。

### (2) 評価の実施

方針各項目に関する取組状況から、各方針等に対する達成度や有効性・課題等を分析・評価し、改善策を検討し、方針改定に反映させます。

## 参考資料

1. 田原市市民協働まちづくり条例  
\*\*\* 省略 \*\*\*
2. 田原市市民協働まちづくり条例施行規則  
\*\*\* 省略 \*\*\*
3. 田原市市民協働まちづくり会議委員名簿  
\*\*\* 省略 \*\*\*
4. 協働促進方針（6つの指針）に関する事例集

# 市補助金の概要

## 1. 分野・対象別の補助金状況（総括）

田原市では、市民、団体（地域コミュニティ団体含む）及び事業者の特定の活動等について、公益上の必要性が認められる場合に補助金を交付しています。

平成20年度予算における補助金の交付予定は次のとおりです。

（単位：円）

分野	対象者	市民	地域コミ	団体	事業者 (事業者団体含む)	合計
①地域づくり		—	1億5865万	1930万	200万	1億7995万
②福祉・医療		1963万	—	1億1661万	4億6463万	6億0088万
③環境		7545万	—	250万	2000万	9795万
④産業振興		20万	—	3090万	5億1390万	5億4500万
⑤都市基盤整備		3120万	—	348万	4710万	8178万
⑥教育・文化		345万	—	3210万	2175万	5730万
合計		1億2993万	1億5865万	2億488万	10億6939万	15億6285万

## 2. 各補助金の状況

各補助金の状況は次のとおりです（平成20年度予算）

（単位：千円）

番号	分野	補助金名称	H20 予算額	対象者	備考
1	地域づくり	校区行政助成金	21,567	地域コミ	
2		地区行政助成金	42,859	地域コミ	
3		環境美化活動振興奨励金	2,317	地域コミ	
4		青少年健全育成活動振興奨励金	4,080	地域コミ	
5		市民館活動振興奨励金	24,176	地域コミ	
6		コミュニティ自主活動振興奨励金	6,800	地域コミ	
7		コミュニティ自主活動振興奨励金（地区）	1,000	地域コミ	
8		福祉活動振興奨励金	5,796	地域コミ	
9		自主防災組織整備事業補助金	10,634	地域コミ	
10		地域コミュニティ施設整備事業補助金	31,829	地域コミ	
11		児童遊園地遊具設置補修費補助金	260	地域コミ	
12		消火栓器具設置補助金	5,434	地域コミ	
13		防犯灯施設設置事業補助金	1,898	地域コミ	
14		宮田村交流事業補助金	50	団体	
15		職員厚生費補助金	2,000	事業者	
16		華山会補助金	19,246	団体	

(単位：千円)

番号	分野	補助金名称	H20 予算額	対象者	備考
17	福祉・医療	社会福祉協議会補助金（運営費）	68,215	団体	職員派遣
18		〃（ボラセンター運営）	6,250	団体	
19		〃（社会福祉協力校支援）	2,032	団体	
20		〃（心配ごと相談）	1,718	団体	
21		〃（地域福祉サービスセンター）	6,906	団体	
22		人にやさしい住宅リフォーム補助金（障害者）	1,500	市民	
23		通所サービス利用促進事業費補助金	6,000	市民	
24		障害者共同生活介護・共同生活援助事業費補助金	1,533	市民	
25		人にやさしい住宅リフォーム補助金（高齢者）	8,100	市民	
26		シルバー人材センター補助金	11,050	団体	職員派遣
27		老人クラブ活動費補助金	16,162	団体	
28		社会福祉法人利用者負担減免措置補助金	370	事業者	
29		子ども会活動費補助金	3,275	団体	
30		市子ども会連絡協議会事業費補助金	1,000	団体	
31		救急医療施設運営費補助金	15,000	事業者	
32		在宅当番医制運営費補助金（市医師会）	9,706	事業者団体	
33		夜間診療運営費補助金（市医師会）	9,680	事業者団体	
34		病診連携室運営費補助金（市医師会）	2,500	事業者団体	
35		渥美病院移転整備補助金	427,387	事業者	
36		不妊治療費助成事業補助金	2,500	市民	
37		環境	環境共生まちづくり推進活動補助金	1,500	団体
38	高効率給湯器導入支援事業補助金		10,000	市民等	
39	住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金		40,000	市民等	
40	低公害車購入費補助金		4,800	市民等	
41	遊休農地花畑化補助金		1,296	市民	
42	合併処理浄化槽設置整備事業補助金		16,455	市民等	
43	公害防除施設等整備事業補助金		20,000	事業者	
44	有害鳥獣対策費補助金		2,000	市民	
45	生ごみ処理容器設置事業補助金		900	市民	
46	田原を美しくする運動推進協議会補助金		1,000	団体	
47	産業振興	勤労者文化事業補助金	400	団体	
48		愛知県労働者福祉協議会東三河支部補助金	400	団体	
49		勤労者生活資金利子補助金	200	市民	
50		田原市生活学校活動費補助金	100	団体	
51		商工金融利子補給金	16,600	事業者団体	
52		商工金融保証料補給金	600	事業者団体	
53		商工会補助金	48,000	事業者団体	
54		商業団体等事業費補助金	8,510	事業者団体	
55		市観光協会補助金	46,600	事業者団体	
56		田原市民まつり事業補助金	12,000	団体	
57		サーフィン世界大会補助金	5,000	団体	
58		トライアスロン伊良湖大会補助金	13,000	団体	
59		コンテナターミナル利用促進事業補助金	8,000	事業者	
60		4Hクラブ連絡協議会補助金	171	事業者団体	
61		市青年農業者会補助金	420	事業者団体	
62		市農業経営士会補助金	976	事業者団体	
63		市認定農業者連絡会補助金	300	事業者団体	
64		環境保全型省エネルギー推進事業補助金	22,500	事業者	
65		ファーマーズマーケット整備推進事業費補助金	16,000	事業者	
66		農業近代化資金等利子補給補助金	8,400	事業者	

(単位：千円)

	分野	補助金名称	H20 予算額	対象者	備考	
67	産業振興	農業経営基盤強化資金利子補給補助金	9,000	事業者		
68		地域農産物ブランド化事業補助金	175	事業者団体		
69		地域農業振興事業補助金	900	事業者団体		
70		水田農業構造改革対策事業補助金	985	事業者		
71		農業用使用済プラスチック適正処理事業補助金	37,539	事業者団体		
72		難防除害虫対策事業補助金	3,034	事業者団体		
73		園芸広域防除対策事業補助金	6,475	事業者団体		
74		地域農産物安全実証事業補助金	2,773	事業者団体		
75		酪農ヘルパー利用組合補助金	4,500	事業者団体		
76		死亡牛緊急処理円滑化事業補助金	4,140	事業者団体		
77		市牛防疫対策事業補助金	1,400	事業者団体		
78		養鶏防疫対策事業補助金	998	事業者団体		
79		堆肥等流通促進モデル事業補助金	1,000	事業者団体		
80		地域資源等リサイクル整備事業補助金	3,860	事業者団体		
81		畜産環境整備特別対策事業補助金	7,652	事業者団体		
82		自給飼料等利用促進事業補助金	5,175	事業者		
83		資源循環型畜産推進事業補助金	72,017	事業者		
84		家畜排せつ物処理施設補修補助金	13,230	事業者		
85		造林事業補助金	224	事業者		
86		あさり稚貝放流事業補助金	7,000	事業者団体		
87		クルマエビ放流事業補助金	39	事業者団体		
88		漁業近代化資金利子補給補助金	20	事業者		
89		県営事業補助金（大久保西部基盤整備）	23,000	事業者団体		
90		県営事業補助金（野田地区基盤整備）	29,700	事業者団体		
91		県営事業補助金（谷熊地区基盤整備）	13,625	事業者団体		
92		単独土地改良補助金（ため池等整備）	50,000	事業者団体		
93		単独土地改良補助金（ため池等維持管理）	10,025	事業者団体		
94		農業用排水機維持管理補助金	8,749	事業者団体		
95		土地改良施設維持管理適正化補助金	9,217	事業者団体		
96		中心市街地活性化事業補助金	4,116	事業者		
97		農地流動化助成金	5,000	事業者		
98		農地利用集積促進助成金	1,250	事業者		
99		都市基盤整備	地方バス路線維持費補助金	27,100	事業者	
100			C A T V加入促進補助金	20,000	事業者	
101	生垣設置補助金		500	市民		
102	権現の森環境整備事業補助金		300	団体		
103	花壇管理補助金		3,175	団体		
104	建築物耐震改修補助金		16,650	市民		
105	ブロック塀等耐震改修補助金		2,100	市民		
106	安心・安全住宅改修計画作成費補助金		1,950	市民		
107	空地・空家活用促進事業補助金		700	市民		
108	市営住宅入居者引越補助金		4,607	市民		
109	雨水貯留施設新設補助金		300	市民		
110	排水設備利子補給補助金（公共下水）		394	市民		
111	排水設備等資金利子補給補助金（農業集落排水）		499	市民		
112	浄化槽等雨水貯留施設転用補助金（公共下水）		2,500	市民		
113	浄化槽等雨水貯留施設転用補助金（農業集落排水）		1,000	市民		

(単位：千円)

	分野	補助金名称	H20 予算額	対象者	備考
114	教育・文化	たはら国際交流協会運営費補助金	4,000	団体	
115		留学生及び研修生助成金(昆山市からの研修)	150	市民	
116		留学生及び研修生助成金(ラオスからの研修生)	980	市民	
117		留学生及び研修生助成金(ジョージタウンへの留学)	400	市民	
118		全国大会選手派遣費補助金	300	団体	
119		選手派遣費補助金	20,500	団体	
120		私立幼稚園就園奨励費補助金	20,632	事業者	
121		私立幼稚園補助金	1,122	事業者	
122		私立高等学校授業料補助金	1,920	市民	
123		社会教育団体連絡協議会運営費補助金	1,630	団体	
124		P T A 連絡協議会運営費補助金	320	団体	
125		P T A グループ活動事業費補助金	200	団体	
126		文化ホール事業支援補助金	200	団体	
127		文化協会運営費補助金	1,450	団体	
128		体育協会運営費補助金	2,595	団体	
129	スポーツ少年団運営費補助金	900	団体		

### 3. 地域コミュニティ助成制度の状況

平成 20 年度の助成制度は次のとおりです。

区分	項目	算定基準	
校区	校区行政助成金	均等割 世帯割 人口割 30万円+(世帯数×400円)+(人口×100円)	
地区	地区行政助成金	世帯割 人口割 (世帯数×900円)+(人口×人口/世帯×100円)	
コミュニティ活動振興奨励金	ソフト事業(活動)への助成制度 指定活動	防災活動	均等割 世帯割 4万円+(世帯数×300円)
		福祉活動	一人暮らし高齢者数(4月1日65歳以上)×6千円
		環境美化活動	河川分 前年実績(参加者及び時間)
			美化分 人口×100円
		青少年健全育成活動	人口規模による(3千人未満・5千人未満・5千人以上) 20万円・22万円・24万円
	市民館活動	市民館からの要望(市民館まつり、講座など)	
	自主活動(校区)	事業費2/3 人口規模による(3千人未満・5千人未満・5千人以上)20万円・40万円・60万円	
自主活動(自治会)	事業費1/2(最低5万円、最高20万円)5団体		
コミュニティ施設等整備補助金	ハード事業(施設)への助成制度	地域コミュニティ施設整備事業	事業費1/2 (最低5万円、最高2,500万円)
		防犯灯施設設置事業	事業費1/2 (最低5千円、最高5万円:1灯あたり)
		児童遊園地遊具設置補修事業	事業費1/2 (最低5万円、最高100万円)
		消火栓器具設置事業	事業費2/3 (最低、最高設定なし)
※	地区集会所等耐震補強事業	事業費10/10 (最高500万円)	

# 地域コミュニティ団体の現状

地域コミュニティ団体の振興策の検討に先立ち、次のとおりアンケート調査を実施した。

## 目次

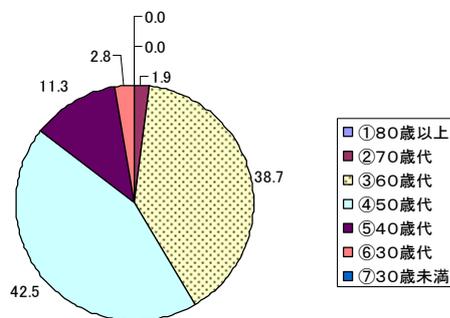
1. 自治会アンケートの結果について…………… P 1  
 2. 校区アンケートの結果について…………… P 14  
 3. 校区コミュニティ協議会アンケートについて…………… P 20

## 1. 自治会アンケートの結果

平成20年7月1日から7月15日に対し、市内106自治会に対して実施した運営状況に関するアンケート調査は、以下のとおりの結果であった（未確認事項、不明あり）。

### ■問1-1 自治会長の年齢

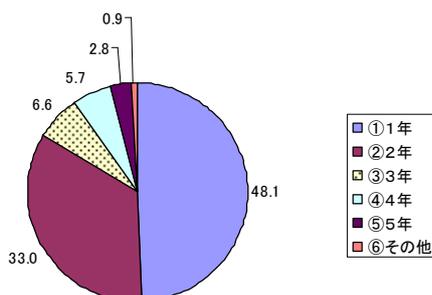
- 50歳代、60歳代の方が約8割を占める。  
 ○30歳代で自治会長をやっている自治会もある。



	自治会数	割合 (%)
①80歳以上	0	0.0
②70歳代	2	1.9
③60歳代	41	38.7
④50歳代	45	42.5
⑤40歳代	12	11.3
⑥30歳代	3	2.8
⑦30歳未満	0	0.0

### ■問1-2 会長の任期（副会長等を含めた連続して役員を務める期間）

- 約半数が1年だけの任期で終わっている。  
 ○中には5年以上役員をする地区もある。

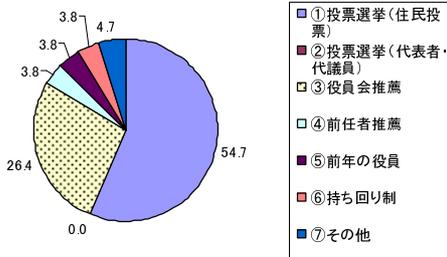


	自治会数	割合 (%)
①1年	51	48.1
②2年	35	33.0
③3年	7	6.6
④4年	6	5.7
⑤5年	3	2.8
⑥その他	1	0.9

### 問1-3 選任方法

○総会又は住民投票によって決める地区が半数を超える。それ以外では役員会での推薦で決める地区が1/4程度ある。  
○承認については約半分の地区で行われている。

問1-3 選任方法



	自治会数	割合 (%)	承認有
①投票選挙(住民投票)	58	54.7	39.7
②投票選挙(代表者・代議員)	0	0.0	0.0
③役員会推薦	28	26.4	85.7
④前任者推薦	4	3.8	0.0
⑤前年の役員	4	3.8	75.0
⑥持ち回り制	4	3.8	75.0
⑦その他	5	4.7	20.0

### 問2-1 自治会の規約

○文書化された規約を持っている自治会は8割を超える。  
○規約が文書化されていない自治会は12団体(2団体は規約自体が無い)ある。

問2-1 自治会の規約

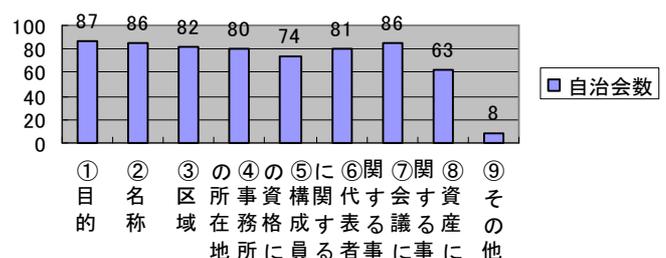


	自治会数	割合 (%)
①文書化された規約がある	89	84.0
②規約はあるが正式な文書になっていない	4	3.8
③一部について決め事はあるが文書化されていない	2	1.9
④慣習となっていて文書化していない	6	5.7
⑤無い(その都度必要なことは決めている)	2	1.9

### 問2-2 規約に定められている事項

○文書化された規約を持つ団体においても、資産に関する規定がないものが約3割ある。  
○文書化された規約がない団体においても、その半数は必要事項が決められている。

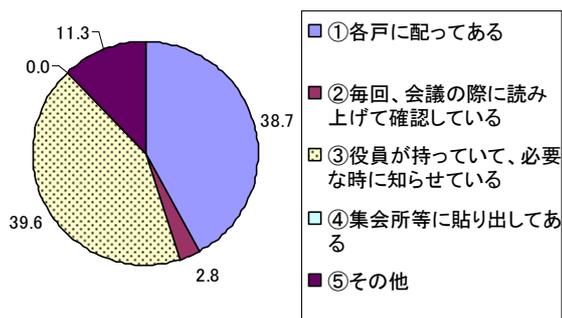
問2-2 規約に定められている事項



## 問2-3 規約の周知

- 規約の周知については各戸配布をしている自治会、役員が持っていて必要な時に知らせる自治会がほぼ同数である。
- その他として改定時等に回覧で周知するなどがある。
- ほとんどの自治会では何らかの方法で周知はされている。
- 規約について全く周知されていない自治会もある。

問2-3 規約の周知

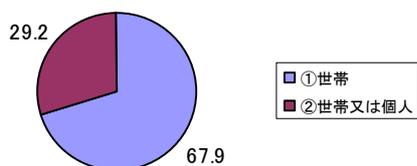


	自治会数	割合 (%)
①各戸に配ってある	41	38.7
②毎回、会議の際に読み上げて確認している	3	2.8
③役員が持っていて、必要な時に知らせている	42	39.6
④集会所等に貼り出している	0	0.0
⑤その他	12	11.3

## 問3-1 自治会の加入単位

- 世帯単位で加入している自治会が72、個人単位の加入も認めている自治会が31ある。
- ※個人単位の加入は地縁団体の認可を受けた団体

問3-1 加入単位

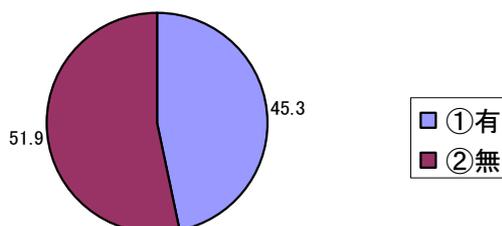


	自治会数	割合 (%)
①世帯	72	67.9
②世帯又は個人	31	29.2

## 問3-2 事業者の加入の有無

- 事業者が加入している自治会が48、加入していない自治会が55ある。

問3-2 事業者の加入の有無

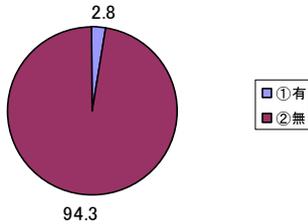


	自治会数	割合 (%)
①有	48	45.3
②無	55	51.9

### 問3-3 市民活動団体（NPO等）の加入の有無

○ほとんどの自治会で市民活動団体の加入は無い。3つの自治会で加入している団体がある。

問3-3 市民活動団体の加入の有無

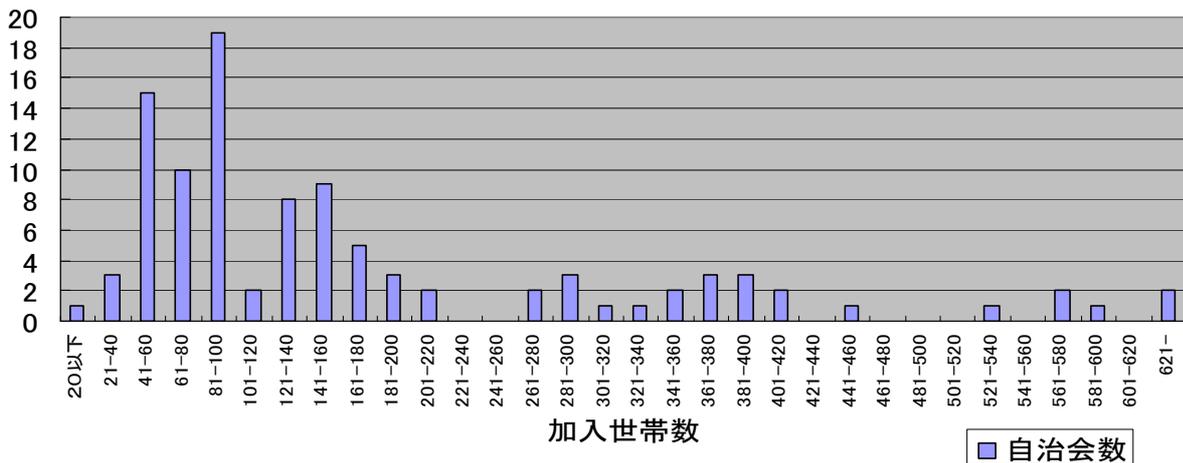


	自治会数	割合 (%)
①有	3	2.8
②無	100	94.3

### 問3-4 加入世帯数

○加入世帯数は15世帯から1248世帯までのバラつきがある。

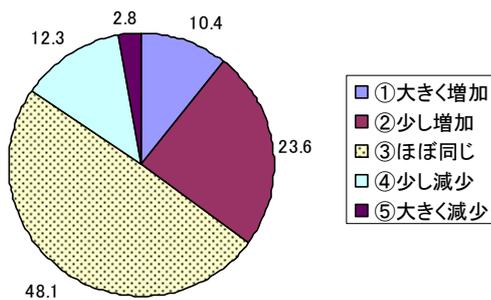
問3-4 加入世帯数



### 問3-5 ここ10年あまりの加入世帯の変化

○加入世帯数は、増加団体が3割、ほぼ同じの団体が5割、減少団体が2割弱となっている。  
○増加団体は、田原地区に多い。

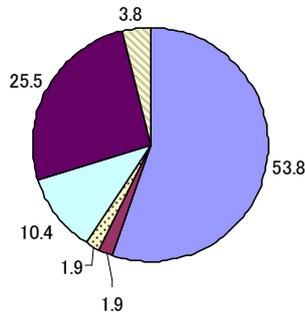
問3-5 ここ10年あまりの加入世帯の変化



	自治会数	割合 (%)
①大きく増加	11	10.4
②少し増加	25	23.6
③ほぼ同じ	51	48.1
④少し減少	13	12.3
⑤大きく減少	3	2.8

## 問4 地域の特徴

- 農漁村部が半分を占め、他は住宅地が多い。
- 商業地域、工業地域は田原地区にある。

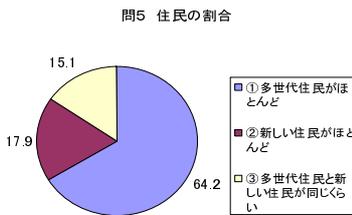


- ①農漁村部
- ②商店や事務所が多い商業地域
- ③工場などが多い工業地域
- ④マンション・アパートの多い住宅地
- ⑤一戸建ての住宅地
- ⑥その他

	自治会数	割合 (%)
①農漁村部	57	53.8
②商店や事務所が多い商業地域	2	1.9
③工場などが多い工業地域	2	1.9
④マンション・アパートの多い住宅地	11	10.4
⑤一戸建ての住宅地	27	25.5
⑥その他	4	3.8

## 問5 住民の割合

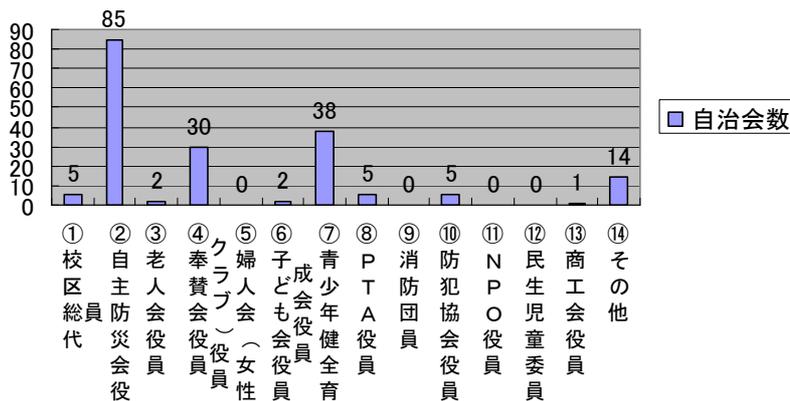
- 赤羽根、渥美地域ではほとんどが多世代住民。新しい住民は田原地区に多い。



	自治会数	割合 (%)
①多世代住民がほとんど	68	64.2
②新しい住民がほとんど	19	17.9
③多世代住民と新しい住民が同じくらい	16	15.1

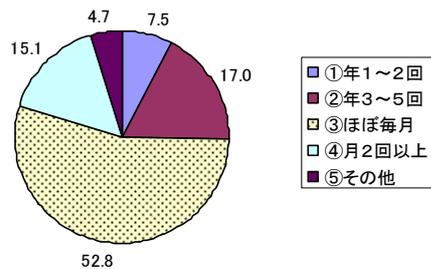
## 問6 自治会長が兼ねている役職

- ほとんどの自治会で自主防災会の役員を兼ねている。それ以外では奉賛会役員、青少年健全育成会役員を兼ねている場合が多い。



## 問7-1 役員会の開催回数

- 役員会は半数の自治会でほぼ毎月行われている。それ以上行くとそれより少ないところは両方とも約2割ある。
- 必要な時だけ行うという自治会もある。

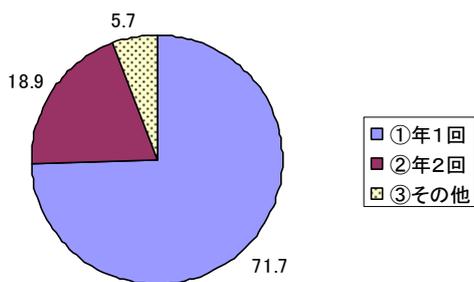


	自治会数	割合 (%)
①年1～2回	8	7.5
②年3～5回	18	17.0
③ほぼ毎月	56	52.8
④月2回以上	16	15.1
⑤その他	5	4.7

## 問7-1 総会の開催回数

- 約7割の団体が年1回総会を開催し、3月から5月にかけてが多い。
- 年2回開催するところは4月と3月に開催するが多い。

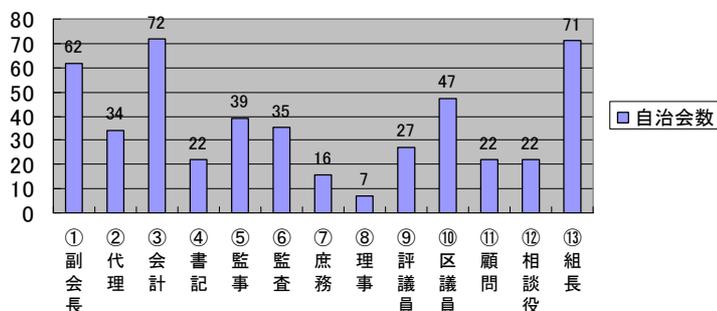
問7-1 総会の開催回数



	自治会数	割合 (%)
①年1回	76	71.7
②年2回	20	18.9
③その他	6	5.7

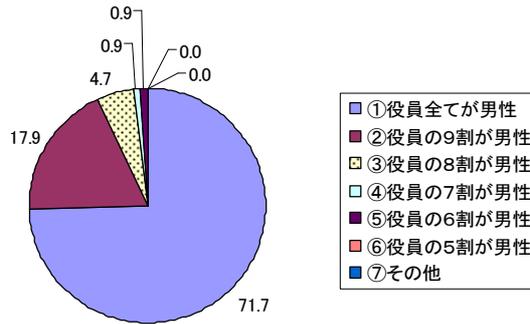
## 問7-2 自治会の役員

- 自治会の役員として、副会長、会計、組長を置く団体が7割程度となっている。
- 監事又は監査を置く団体が8割程度ある。
- 評議員・区議員などを置く団体が7割程度ある。



## 問7-3 役員の男女比率

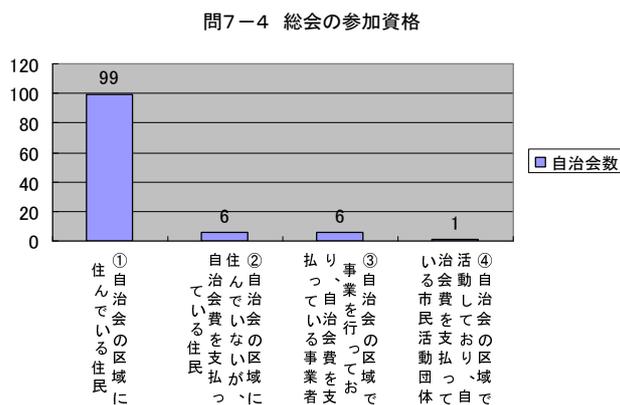
- 約7割の自治会で全役員が男性で、9割以上が男性という団体を含めると9割に達する。
- 一番女性の割合が高い自治会は女性の役員が約4割となっている。



	自治会数	割合 (%)
①役員全てが男性	76	71.7
②役員9割が男性	19	17.9
③役員8割が男性	5	4.7
④役員7割が男性	1	0.9
⑤役員6割が男性	1	0.9
⑥役員5割が男性	0	0.0
⑦その他	0	0.0

## 問7-4 総会の参加資格

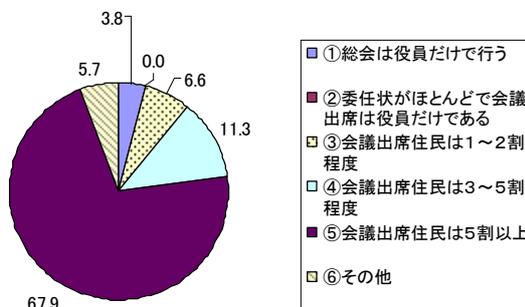
- 総会の参加者は区域に住んでいる住民に限られる自治会がほとんどである。
- 区域内に住んでいなくても自治会費を払っている人や自治会費を払っている事業者にも参加資格がある自治会もある。



	自治会数
①自治会の区域に住んでいる住民	99
②自治会の区域に住んでいないが、自治会費を支払っている住民	6
③自治会の区域で事業を行っており、自治会費を支払っている事業者	6
④自治会の区域で活動しており、自治会費を支払っている市民活動団体	1

## 問7-5 総会の出席者

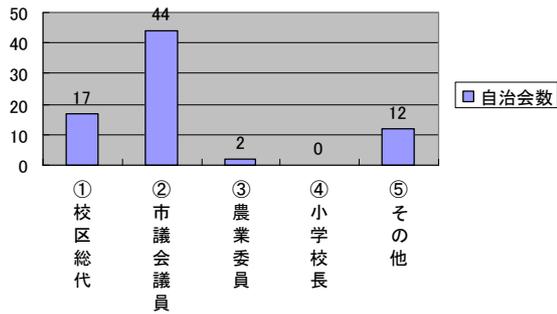
- 役員だけで行う自治会が4、あとの地区は住民の出席によって総会を行っている。
- 住民が5割以上出席する自治会が7割ある。



	自治会数	割合 (%)
①総会は役員だけで行う	4	3.8
②委任状がほとんどで会議出席は役員だけである	0	0.0
③会議出席住民は1~2割程度	7	6.6
④会議出席住民は3~5割程度	12	11.3
⑤会議出席住民は5割以上	72	67.9
⑥その他	6	5.7

## 問7-6 総会の来賓

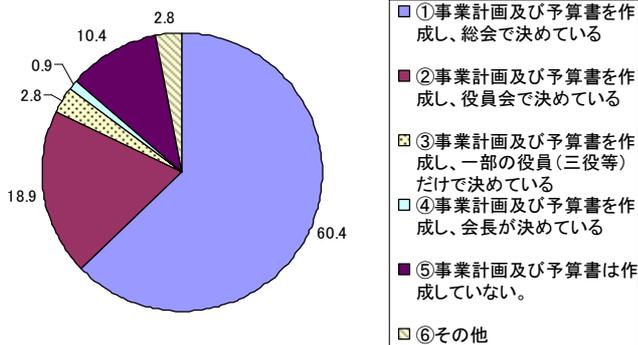
- 自治会の総会に来賓を呼ぶところは全体の約半分である。来賓として市議会議員に出席してもらおう自治会が多い。



## 問8 事業計画及び予算書

- 事業計画及び予算書は約9割の自治会で作成し、総会で決める自治会が約6割、役員会で決める自治会が約2割である。
- 事業計画及び予算書を作成していない自治会も11ある。

問8 事業計画及び予算書

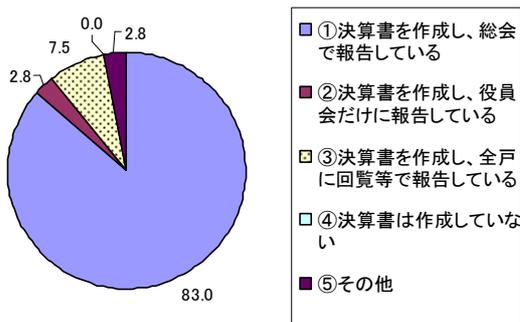


事業計画及び予算書	自治会数	割合 (%)
①総会で決めている	64	60.4
②役員会で決めている	20	18.9
③一部の役員(三役等)だけで決めている	3	2.8
④会長が決めている	1	0.9
⑤事業計画及び予算書は作成していない	11	10.4
⑥その他	3	2.8

## 問9 決算書

- 決算書は全ての自治会で作成し、その報告はほとんどの自治会が総会で行っており、それ以外には役員会だけの報告や全戸回覧等で報告している自治会もある。

問9 決算書

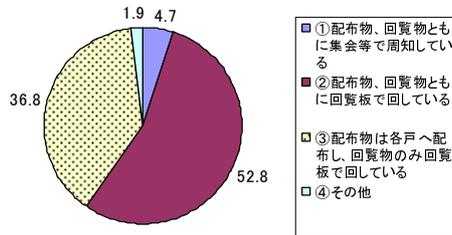


決算書	自治会数	割合 (%)
①総会で報告している	88	83.0
②役員会だけに報告している	3	2.8
③全戸に回覧等で報告している	8	7.5
④作成していない	0	0.0
⑤その他	3	2.8

## ■問10 配布物、回覧物について

- 約半数の自治会では配布物、回覧物ともに回覧板で回している。それ以外では配布物は各戸へ配布して、回覧物は回覧板で回す自治会が4割弱ある。
- 集会所等で周知している自治会もある。

問10 配布物、回覧物について

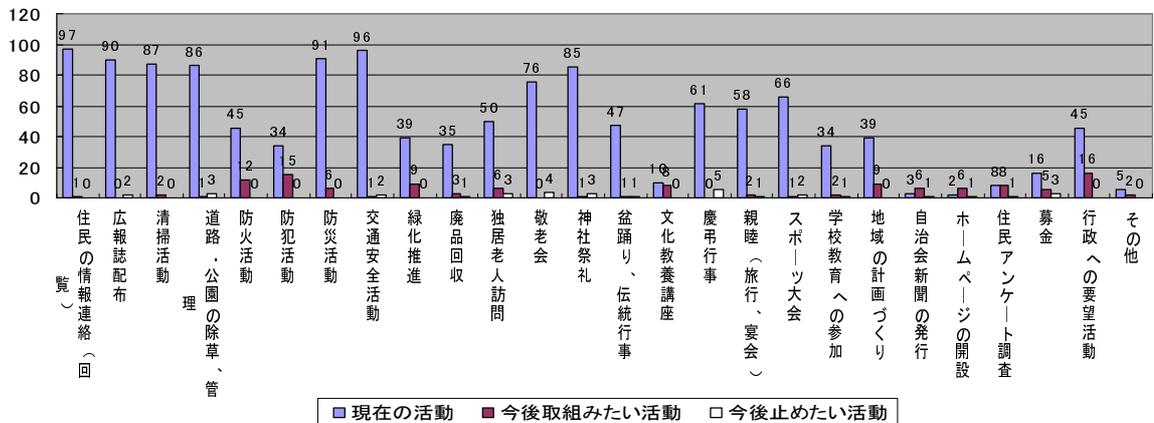


	自治会数	割合 (%)
① 配布物、回覧物ともに集会所等で周知している	5	4.7
② 配布物、回覧物ともに回覧板で回している	56	52.8
③ 配布物は各戸へ配布し、回覧物のみ回覧板で回している	39	36.8
④ その他	2	1.9

## ■問11 自治会としての活動

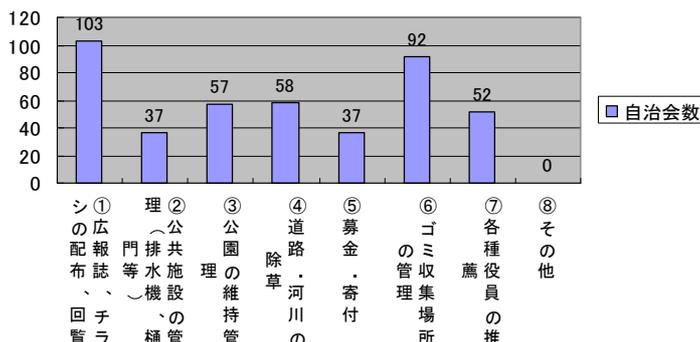
- 自治会として多くの活動をしていることが分かる。
- 今後取り組みたい活動としてはあまり多くあがってこなかったが、防火活動、防犯活動、行政への要望活動をあげる自治会が多かった。
- 現在行っているが、今後止めたい活動として道路・公園の管理、独居老人訪問、敬老会、神社祭礼、慶弔行事、募金などがあげられている。

問11 自治会としての活動



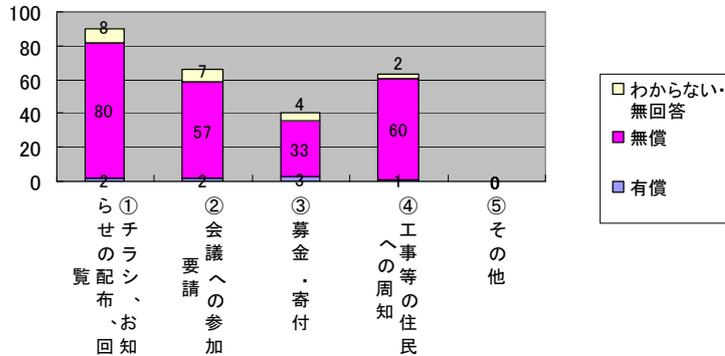
## ■問12 市からの依頼事項

- 広報誌、チラシ等の配布・回覧、ゴミ収集場所の管理についてはほとんどの自治会が依頼されている。あとのものは自治会によって様々である。



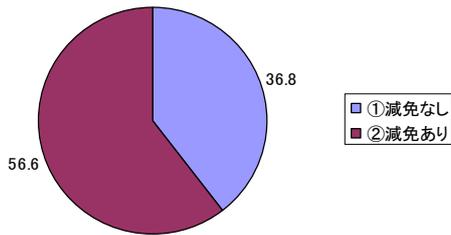
### 問 1 3 公共団体からの依頼事項

○各種の依頼があるが、そのほとんどは無償で行っている。



### 問 1 5 自治会費の減免措置

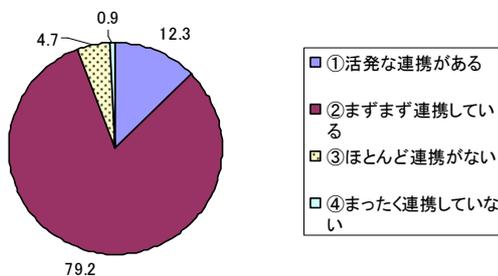
○減免措置を設けている自治会の方が多。減免の対象となるのは、高齢者世帯、生活保護世帯などである。



	自治会数	割合 (%)
① 減免なし	39	36.8
② 減免あり	60	56.6

### 問 1 6 他の組織との連携

○活発な連携、まずまず連携を合わせると9割の自治会が他の組織と連携がとれている。  
○連携がとれていないのは6自治会ある。



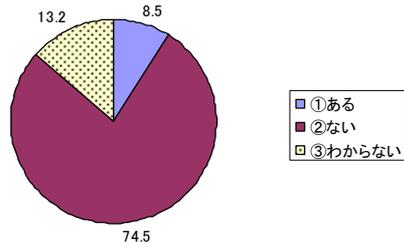
	自治会数	割合 (%)
① 活発な連携がある	13	12.3
② まずまず連携している	84	79.2
③ ほとんど連携がない	5	4.7
④ まったく連携していない	1	0.9

### 問 1 7 NPOやボランティアグループとの連携

○9の自治会はNPOやボランティアグループと連携がある。連携については全面的に連携しているところも1つある。あとは取組みによって連携をしている。

	自治会数	割合 (%)

問17 NPOやボランティアグループとの連携



①ある	9	8.5
②ない	79	74.5
③わからない	14	13.2

## ■問18 自治会の運営、活動の課題や不安に思うこと

### ○役員を選出について

- ・自治会役員を選出（特に自治会長）で苦労する。
- ・世帯数の少ない自治会では役員を選出等、運営ができなくなる可能性があると思う。
- ・2年ほど前は代理が自治会長になっていたから地区のことがよく分かりやすかったと思うが、現在は突然自治会長になるためよく分からない。
- ・役員をすると後継者を探すことが困難。理由を作って引き受けない人がほとんどである。
- ・総代に雑用が多すぎる。総代職は会社員であれば退職後でなければ引き受けられないのが現状だが、それでいいのか。自営業の方でも大変。農家だとその年の作付けを制限するとも聞いている。
- ・役員のなり手がいない。
- ・年間200回にものぼる役務は過重である。次期会長の選任がますます難しくなっている。
- ・区長として区すべての仕事、市の仕事、神社、寺の用事に関係しているために忙しすぎる。今、区は任期が2年のため大変。今後、区長、会計を選ぶのに不安である。
- ・自治会長を受けたが、市の活動やその他いろいろ出る用事が多い。各活動を分散して減らす方向で考えてもらわないと次期役員の人選が大変難しい。

### ○自治会活動について

- ・自治会の行事に参加する人（特に若い人）が年々減少している。
- ・婦人クラブ、青年団、消防団の活動が昔より活発でない。
- ・小さな地区であり行事も多く多忙である。諸準備において十分でないことも多い。勤め人が多い地域であるため、自治会長など役員の負担が増えている。
- ・地区内の行事について企画して準備をする人がいない。誰かがやれば参加だけはするという人がほとんどである。
- ・全体の約1/3が非会員であり、自治会として一応運営できているが難しい場合もある。地震等の緊急の場合の人命救助、連絡等に課題がある。
- ・高齢化が進んでおり町内会計画事業等、参加者が限られている。
- ・世帯数の減少により、コミュニティの崩壊の危機となっている。
- ・高齢化が進み、その方たちの処遇と集う場所、憩う場所をどのように確保していくか。
- ・近年取組んでいる里山保全を更に充実させていく仕掛けづくり。
- ・他の地区の自治会運営と内容、レベルに差があり、地区にとってマイナスになっていないか。
- ・突発的な災害時に統括し、諸活動ができ、被害を軽減することができるか不安である。
- ・古くからの住民と新規の住民が同じくらいになって昔からの行事とかしきたりとかの遂行に説明を要し、参加の割合が少なく役員の悩みの種となっている。自治会費が納入もされない場合がある。
- ・自治会と信教活動について、各地区で神社があり、その活動について自治会役員が主導的な立場にある。政教分離の関係から今後問題になると思う。
- ・住民の高齢化で自治会役員や自治会行事の参加者など、5年後、10年後と年を重ねると大変になってくる。
- ・現在の会費での運営が厳しくなってきた。
- ・財政面での不安が大きい。
- ・自治会役員が今後、60歳以上で構成されていくであろうことから、作業・スポーツ等が困難になってくる。
- ・経済状態が現在のように悪化している中、仕事において自治会活動に参加することは難しい。
- ・活動が多くありすぎる。活動をすればお金をとというのはどんどん仕事が増すことになり自分の家庭がだめになる。
- ・各戸収入が違うから自治会費が増やせないで自治活動がしにくい。

### ○市との関係について

- ・自治会への負担が多すぎる。本来は地元の自治活動としての自治会であると思うが、行政の下請けになっている。
- ・市からの要望が多すぎて対応できない。
- ・市や校区の行事が多すぎて自分の区に目を向けての活動が疎かになっている。忙しすぎて自治会長のなり手が無い。
- ・情報の提供の意向及び苦情の適切な把握。

### ○補助金・奨励金等について

- ・自主防災として備品をそろえるお金がない。申請をして来年を待っていたら災害が先になるかもしれない。どうしたらいいでしょう。
- ・環境美化について、市直轄の公園は清掃委託金があるので良いが、それ以外の防災ひろばなど毎月の美化活動にもゴミ袋等運営費がかかるので市の公園清掃と同様な委託事業とはならないか。水道も自力で設置して使用している。
- ・行政の補助が多すぎる。
- ・自治会運営費が多くかかる。市の助成額が減少しただけは負担増。
- ・施設の老朽化に伴う修繕費が高額で予算かできない。当年度では事業ができないシステムになっている。

### ○その他

- ・大総代制が機能していないので個々の自治会長への負担が大きいと思う。
- ・単身者用のアパートの居住者が全く把握できない。配布物や回覧物も一切不要というところもある。
- ・住民の半数以上がアパート等の居住者でその実態把握に苦慮している。管理会社等に照会してもその対応に格差があり把握できないアパートもある。災害等緊急時が心配である。
- ・公民館が手狭になるように戸数が増加した場合、増築するのかどうか不安。資金の面で新規住民に負担をしてもらうにはどうしたらいいか。
- ・仕事量の多さに生活が壊れ、ストレスがたまる。精神的にも体力的にも限界を感じる。市の仕事と地区代表としての仕事があり、自分の処理能力を超えている。
- ・世帯数が少ないのでもう少し増やしてほしい。
- ・自治会長を30代・40代がしなければならない。働き盛りでも仕事・家庭より自治会活動である。行事は仕事に差し支えないように平日、土日とも午後6時過ぎにしてほしい。
- ・市営住宅の住民の中に自治会費を納めない世帯があるので困っている。
- ・自治会の活動と個人の仕事の関係。
- ・一律校区制が理解できない。かなりの負担で運営がやりにくい。
- ・専業農家でも後継者がいない。いても勤めに出ているため不安に思う。
- ・自治会所有の土地がすべて共有名義になっており、また種々の問題があり地縁団体に変更できない。
- ・中央（田原地区）に遠く、福祉、病院、施設ほか市以外の店とか農協とか通学とか、利用にあたりすごく不便で不公平な気がする。

## ■問19 今後の活動で市に期待、希望すること

### ○自治会活動について

- ・高齢者地区の道路の草刈り、枝払い等を市が作業してほしい。
- ・市民協働まちづくりはいいが、そのために自治会長はさらに多忙になってくる。地域の行事、校区の行事など重なることが多く、どちらも疎かになってしまう場合が出てくる。
- ・自治会活動への協力事項が最近非常に増えている。極力必要最小限にする等の配慮が必要と思う。
- ・福祉活動、里山保全活動を進めるにあたってのアドバイス。
- ・美化活動での食事は禁止されている。地縁で管理している土地の草取り、清掃、枝打ち等は老人会のボランティアで行っているが、ペットボトル1本では参加人員が減少する。また老人会の役員も会員に頼みにくい。食事を出せるようにしてほしい。

### ○市の支援について

- ・環境美化活動、河川美化活動等は自治会で積極的に行っているのでも市の方でも快く応援をお願いし

たい。

- ・行政からの情報が少ない。自治会や自治会長の情報は提示している。いろいろな制約があると思うが、もう少し開かれても良いのではないか。
- ・押し付けのような補助金が多すぎる。
- ・市への提出書類の簡素化をしてほしい。
- ・自治会からの要望に真剣に取り組んでほしい。
- ・新しくできた自治会にはある程度災害時に生活のできるレベルぐらいの補助金をお願いしたい。(防災の備品をそろえるのに他と同じではとても間に合わない)
- ・個人情報の保護を理由にして情報の公開がされないため、情報の把握が難しい。
- ・自治会内の世帯の構成が分からない。情報として総代には出してほしい。小学校の新入生もさっぱり分からない。敬老の方についても同様。防災上からも必要。
- ・コミュニティ施設設置について防災一時避難所にあったトイレを撤去したが、新しいトイレの設置を希望する住民の声が多いため、H21年度のコミュニティ事業に申請して、設置できるように取り計らってほしい。
- ・法律等の問題もあると思うが、市と地域がもう少し密接に連携する方策はないか(依頼ばかりでなく、基礎となる資料の提供など)。総代又は自治会という名のみで実態を把握するには限界がある。
- ・自治会関係会議、説明会等はなるべく土日か、夜開催していただけると参加しやすい。
- ・消火栓に付帯するホースなどの購入は全て市が負担すべき。
- ・子ども(歩行者)の安全に対する道路整備の強化。
- ・農村地域にも道路、水路等もっとサービスをしてほしい。
- ・東海・東南海地震に対して、実際に起こった時、生活面、仕事面すべてが不安。せめて最低限の生活ができるように考えていただきたい。
- ・活動することでの補助金が必要。
- ・自治会活動に市の助成金ももう少しあればいい。
- ・自治会活動に対する地域助成金を少しでも多くしてほしい。敬老会などは校区で行うには無理があり、各自治会単位で行う場合でも補助してほしい。
- ・予算がないため公民館の修繕、備品の購入等を考えた時、全てが半額負担では何もできない。会費の増額も今の時代、反対が多く困難である。補助金のあり方について考えてほしい。
- ・現在不満はないが、自治会からの要望(軽微なこと)について今後においても早急に対応するよう望む。
- ・道路の整備
- ・国道42号の整備。歩道、花壇などに草がよく生えるので定期的に整備してほしい。

## ○その他

- ・市からの仕事が増えている気がする。
- ・1つの活動に対し、いくつもの組織が関与して統一性がないと思う。
- ・地区内の市役所職員が何につけても消極的である。積極的に関わるよう意識付けができないか。
- ・土木課の「土木工事要望について」、用地買収、補償を伴うものについては事前に関係者の承諾を得ておいてください、とあるが大変不誠実である。総代にそのような承諾を得る権利はない。総代ができるのはその工事が必要かどうかを自治会として検討すること。そして根回し程度のことである。承諾を取れといっても無責任なことである。
- ・地震等の大災害が発生した時、市内の食品の販売店(ジャスコやヤマナカなど)が食糧や水などを救援物資として無料放出する契約をしてほしい。
- ・区民からの要望事項等を担当部署へ要望してもその後の市の対応状況が不明で区民への返答ができず困惑することがあるので、要望に対して何らかの回答を文書で出してほしい。中に他人が入って説明すると間違いの元で文書なら要望した人に対して自治会長の私情が入らないし、伝え忘れの内容がなくなる。
- ・仕事を減らしてほしい。市の仕事と地区の仕事を完全に分離できないか。
- ・市に対する要望、意見等の窓口(係)を1つにできないか。
- ・財政的に健全な市であってほしい。使い切り予算、無駄な出費はやめてほしい。
- ・各種の要望に対して引き続き真摯に対応してほしい。要望に対する市側の対応の可否の回答も明確に願いたい。
- ・回覧を月に1度にしてほしい。
- ・ゴミの分別方法を細かに指示してほしい。
- ・産廃処理所から出る悪臭がひどい。条例等できびしく対処してほしい。

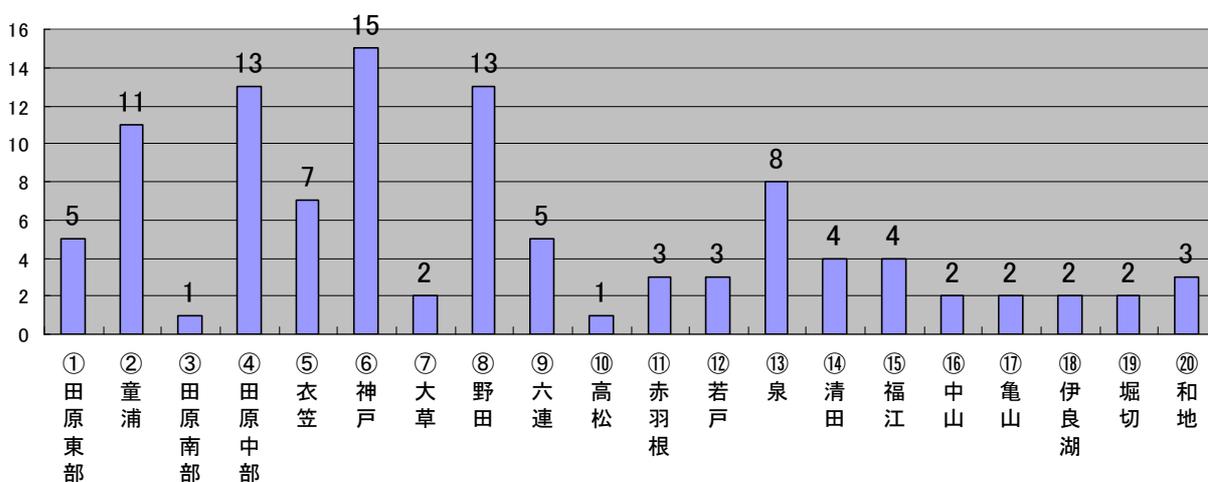
- ・児童公園の問題解決、利用促進について
- ・中国人に頼る農業が終わった時や堆肥問題、地下水問題など前途多難である。
- ・会議等は本庁舎、文化会館で行われるものがほとんどであるが、交通費も出ず、負担が大きすぎる。支所があるのだから極力それを利用してほしい。
- ・市役所各課からの依頼が市民館経由ですべて自治会へ来るため対応しきれない。以前より仕事量が格段に増えており、何とかならないものか。
- ・市債を少しにして補助金等を無くしてほしい。
- ・学校、保育園の給食は、今の自校ではなく一元化し、少しでも安くした方がおいしいし、安全である。反対者がいてもどンドンやってほしい。
- ・会議が田原で行われることが多いので、渥美、赤羽根と順番でやってほしい。
- ・高齢者を受け入れる施設（福寿園のような）で安く入れる施設を作ってほしい。
- ・もっと隅々まで目を通してほしい。

## 2. 校区アンケートの結果

平成20年7月15日から7月24日に対し、市内20校区に対して実施した運営状況に関するアンケート調査は、以下のとおりの結果であった。

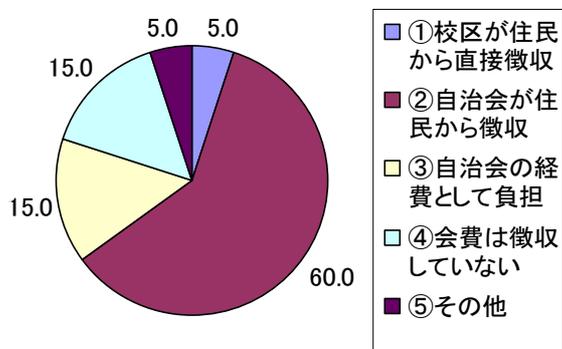
### ■問1 校区の自治会数

- 市内には20の校区、106の自治会がある。
- 最大の校区では15自治会、最小は1自治会である。



### ■問2 校区の会費

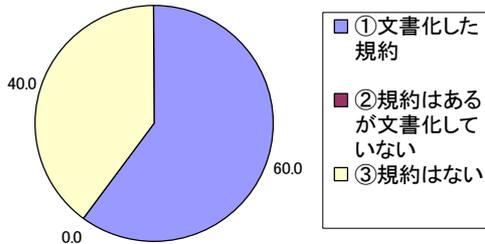
- 6割の校区で、自治会が会費を徴収している。
- 会費を徴収していない校区も3校区ある。



	校区数	割合(%)
①校区が住民から直接徴収	1	5.0
②自治会が住民から徴収	12	60.0
③自治会の経費として負担	3	15.0
④会費は徴収していない	3	15.0
⑤その他	1	5.0

### 問3-1 校区の規約

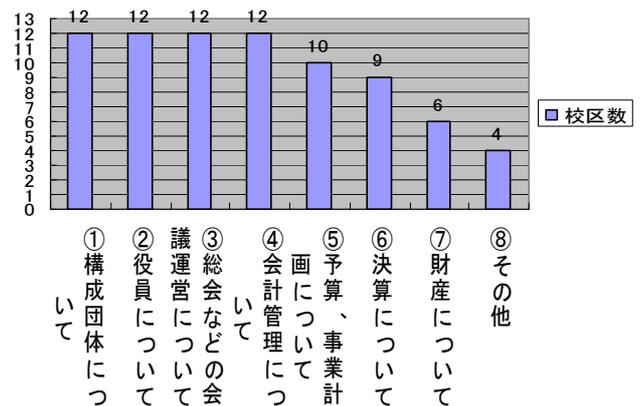
○文書化された規約を持っている校区は6割（12校区）ある。  
○規約がない校区は4割（8校区）ある。



	校区数	割合 (%)
①文書化した規約	12	60.0
②規約はあるが文書化していない	0	0.0
③規約はない	8	40.0

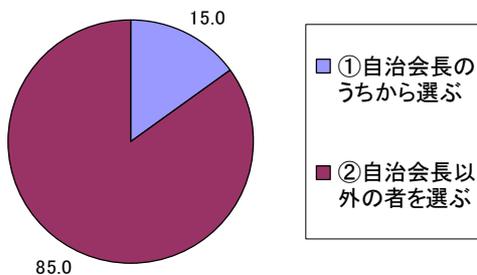
### 問3-2 規約に定められている事項

○文書化された規約を持っている校区では、ほとんどの事項が定められている。  
○文書化された規約があっても、財産に関する規定がないものが約半数ある。



### 問4-1 校区総代の対象者

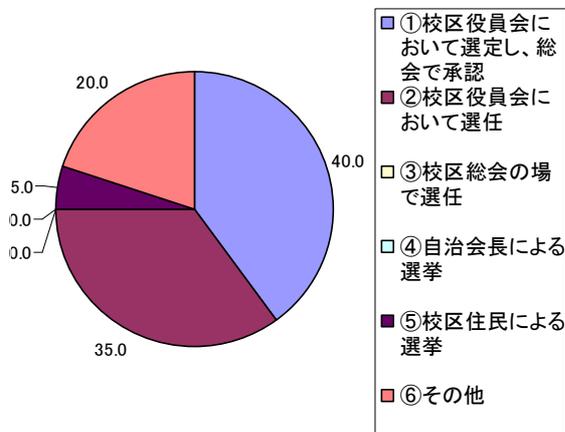
○8割以上の校区が自治会長以外で校区総代を選出している。



	校区数	割合 (%)
①自治会長のうちから選ぶ	3	15.0
②自治会長以外の者を選ぶ	17	85.0

## 問4-2 校区総代の選任方法

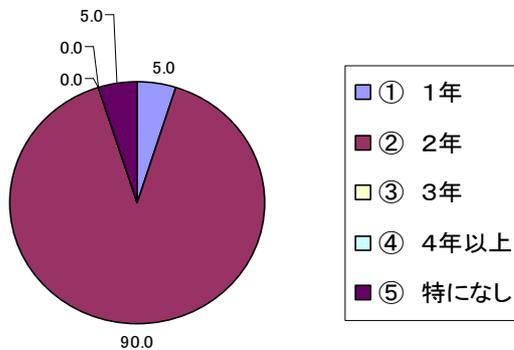
- 約7割の校区が校区役員会で選定もしくは選出している。
- 校区住民による選挙で選出する校区も1校区ある。



	校区数	割合 (%)
① 校区役員会において選定し、総会で承認	8	40.0
② 校区役員会において選任	7	35.0
③ 校区総会場で選任	0	0.0
④ 自治会長による選挙	0	0.0
⑤ 校区住民による選挙	1	5.0
⑥ その他	4	20.0

## 問4-3 校区総代の任期

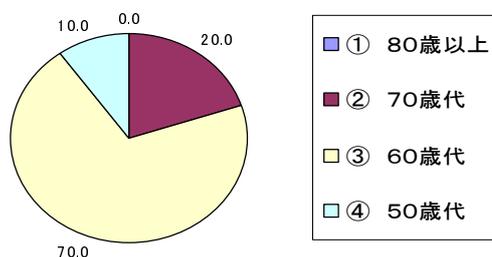
- 約9割の校区が2年で任期が終わっている。
- 任期が設定されていない校区もある。
- 再任が可能な校区もある。



	校区数	割合 (%)
① 1年	1	5.0
② 2年	18	90.0
③ 3年	0	0.0
④ 4年以上	0	0.0
⑤ 特になし	1	5.0

## 問4-4 現職校区総代の年齢

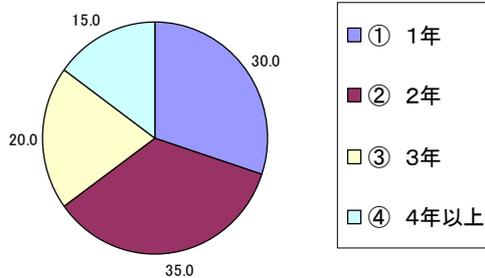
- 60歳代、70歳代の方が9割を占める。



	校区数	割合 (%)
① 80歳以上	0	0.0
② 70歳代	4	20.0
③ 60歳代	14	70.0
④ 50歳代	2	10.0

## ■問4－5 現職校区総代の就任期間

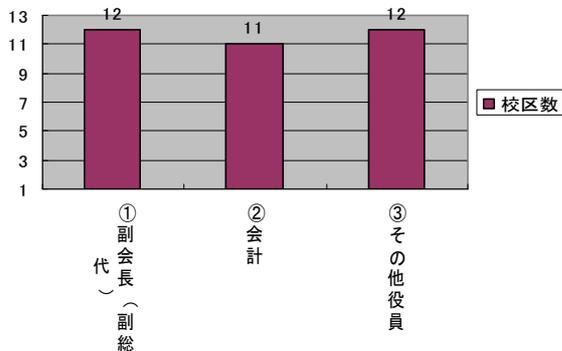
- 約半数の校区が1年から2年で任期が終わっている。
- 再任により現在8年目の校区総代がいる。



	校区数	割合 (%)
① 1年	6	30.0
② 2年	7	35.0
③ 3年	4	20.0
④ 4年以上	3	15.0

## ■問5 校区の役員

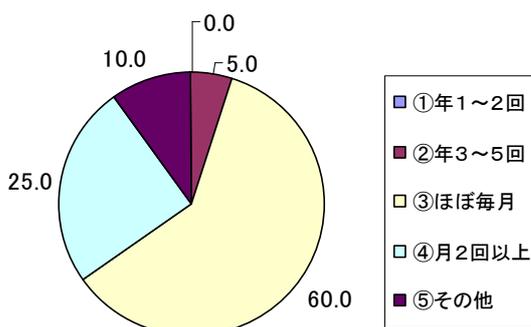
- 半数以上の校区で役員として副会長、会計が設置されている。
- 校区によって、様々な役職が設置されている。
- ※その他役員として書記、理事幹事、監事、組長、理事、庶務、監査、センター会計、部会長、自治会長、書記など。



	校区数	割合 (%)
①副会長(副総代)	12	60.0
②会計	11	55.0
③その他役員	12	60.0

## ■問6－1 校区役員会議の開催回数

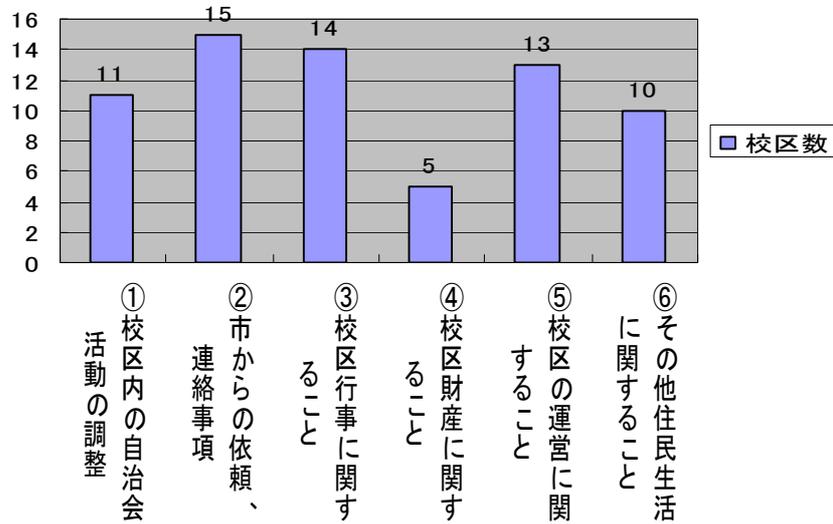
- すべての校区で毎月役員会議などが行われている。
- 多い校区では月3回のところもある。
- 役員会議以外で年3～5回開催する会議もある。



	校区数	割合 (%)
①年1～2回	0	0.0
②年3～5回	1	5.0
③ほぼ毎月	12	60.0
④月2回以上	5	25.0
⑤その他	2	10.0

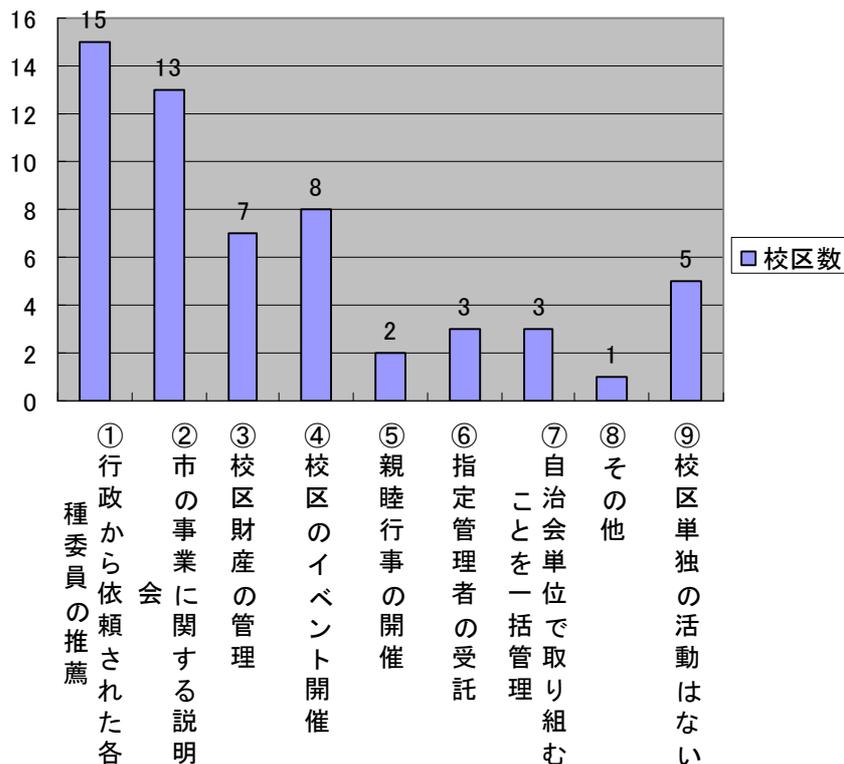
## 問6-2 校区会議の主な議題

- 約7割の校区で市からの依頼、連絡事項の議題が挙げられている。  
○他は校区の行事や運営に関することである。



## 問7 校区の主な活動

- 行政からの依頼や、事業に関する説明が多い。  
○校区単独の活動がない校区もある。

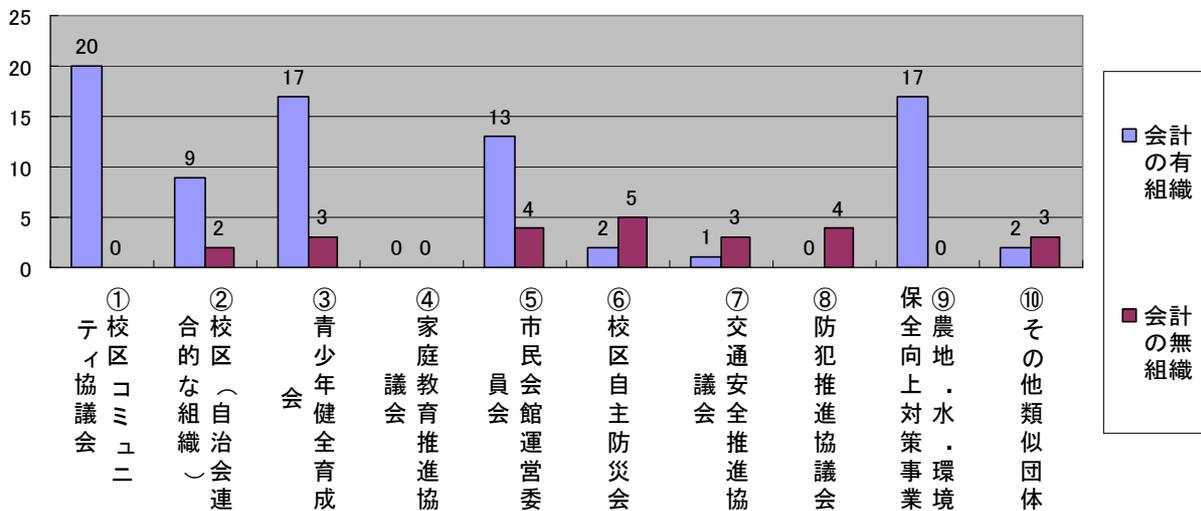


### 3. 校区コミュニティ協議会アンケートの結果

平成 20 年 7 月 15 日から 7 月 24 日に対し、市内 20 校区コミュニティ協議会に対して実施した運営状況に関するアンケート調査は、以下のとおりの結果であった。

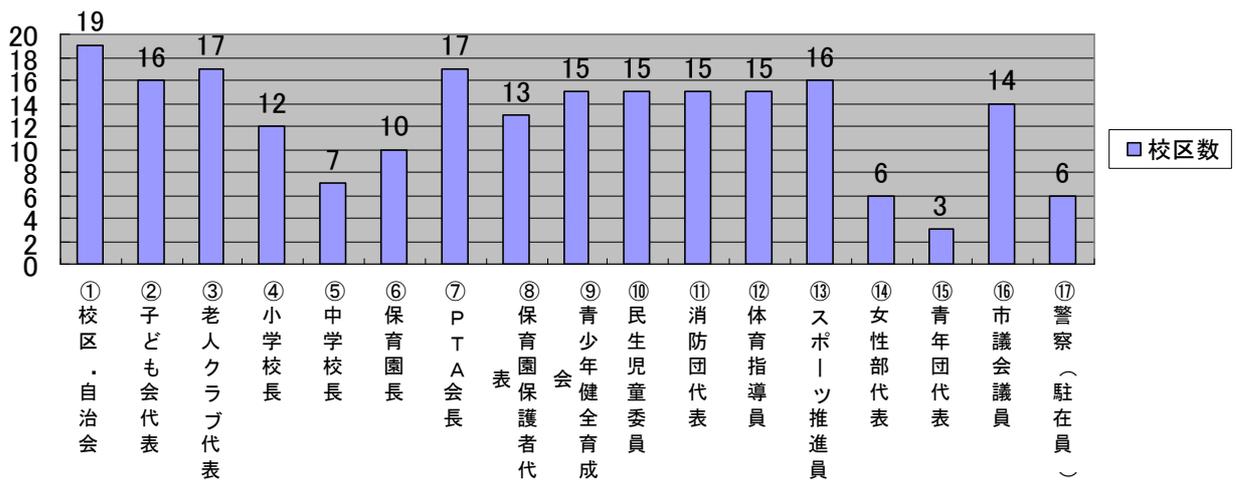
#### ■問 1 校区内にある組織（団体）

- 補助金がかかわる校区コミュニティ協議会、青少年健全育成会、市民館運営委員会、農地水・環境保全向上対策事業については、ほとんどの校区で会計が設置されている。会計が設置されていない組織（団体）でも、他の組織（団体）と兼用などで対応している。
- 校区によって独自の組織（団体）を設置している。  
※まちづくり推進協議会、むらづくり交付金事業推進協議会、むらづくり作業会など



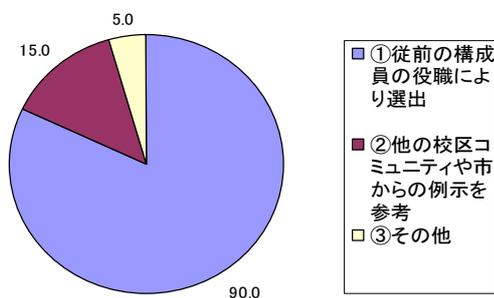
#### ■問 2 - 1 校区コミュニティ協議会の構成組織

- 多くの組織団体が関わっている。
- 校区によって特色ある組織団体が関わっている。  
※組織表以外の団体では、県議会議員、土地改良区、保護司、更正保護女性会、緑化推進員、自主防災会、スポーツクラブ代表、農業委員代表、スポーツ少年団、キッズパトロール、人権擁護委員、NPO代表、伊良湖ガーデンホテル、伊良湖ビューホテル、JA愛知みなみ理事、前役員など。



## 問2-2 校区コミュニティ協議会構成員の選出方法

○ 9割の校区で従前の役職から構成員が選出される。



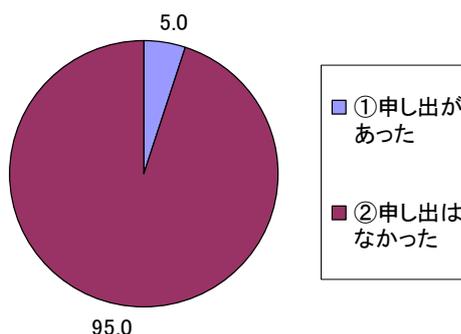
	校区数	割合(%)
①従前の構成員の役職により選出	18	90.0
②他の校区コミュニティや市からの例示を参考	3	15.0
③その他	1	5.0

※①～③すべてを選択した校区あり

## 問2-3 校区コミュニティ協議会構成員を希望した団体・個人

○ ほとんどの校区で構成員を希望した団体・個人はない。

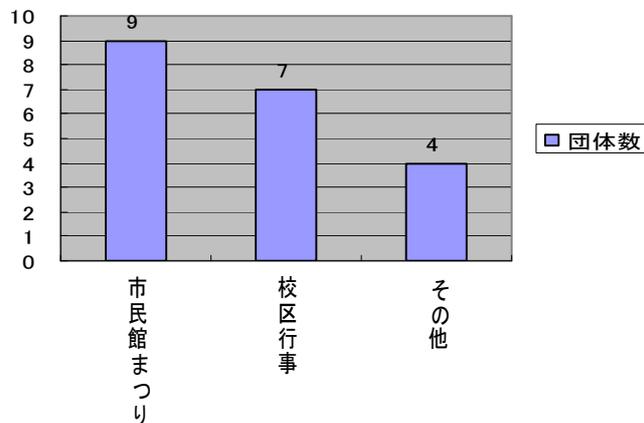
○ 1校区でNPO法人から構成員の希望があった。



	校区数	割合(%)
①申し出があった	1	5.0
②申し出はなかった	19	95.0

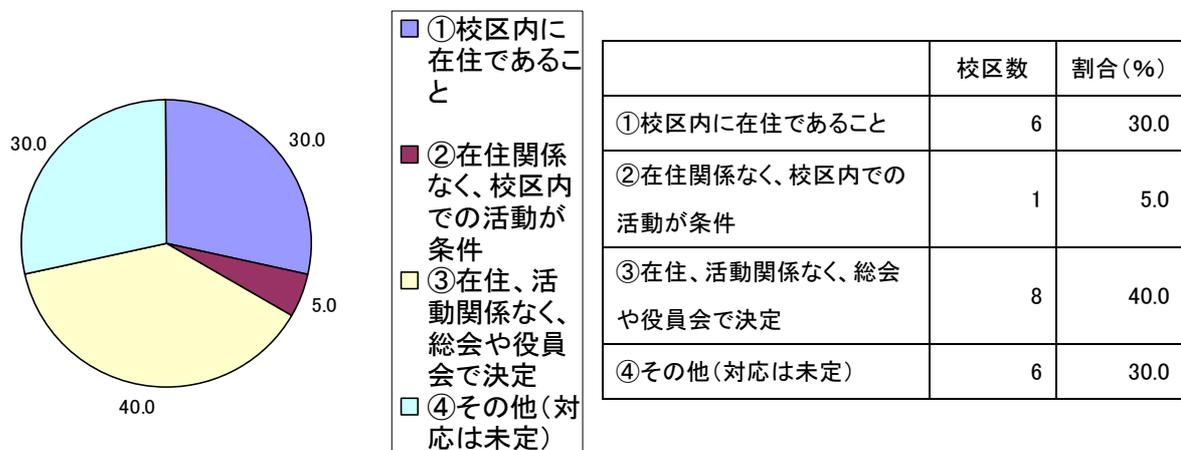
## ■問 2-4 校区コミュニティ協議会のイベント行事に参加協力する団体数

- 6割の校区で協力団体が存在する。(市内全体では18団体)
- 主に市民館まつり及び校区行事に協力している。



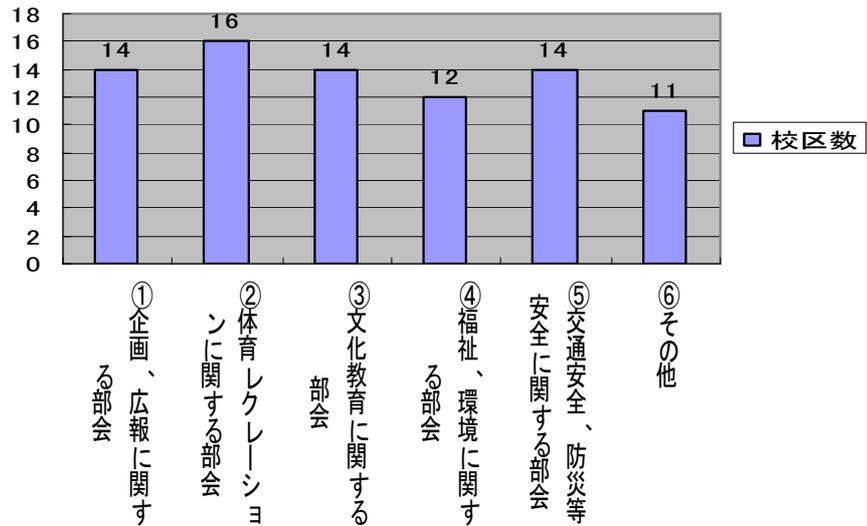
## ■問 2-5 NPO団体等から構成員への申込があった場合の対応（条件）

- 校区内に在住を条件にしている校区が3割ある。
- 在住、活動場所など関係なく、総会などで決定している校区が4割ある。



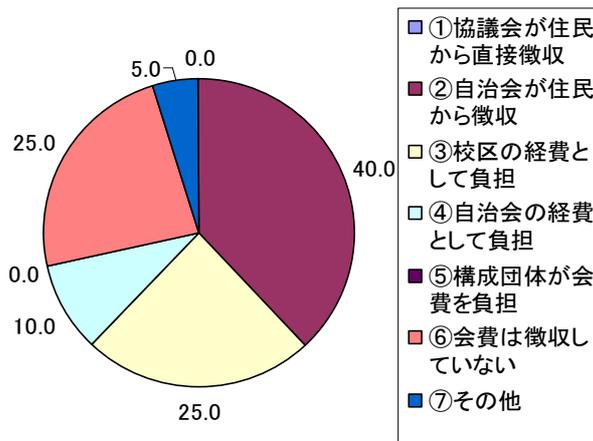
## ■問 2-6 校区コミュニティ協議会の専門部会

- ほとんどの校区で専門部会が設置されている。特に体育・レクリエーション部会は8割の校区で設置されている。
- 他の部会と兼用しているところもある。



## 問2-7 校区コミュニティ協議会の会費

- 4割の校区で自治会が徴収している。
- 3割の校区で校区もしくは自治会の負担としている。
- 会費を徴収していない校区も5校区ある。



	校区数	割合(%)
①協議会が住民から直接徴収	0	0.0
②自治会が住民から徴収	8	40.0
③校区の経費として負担	5	25.0
④自治会の経費として負担	2	10.0
⑤構成団体が会費を負担	0	0.0
⑥会費は徴収していない	5	25.0
⑦その他	1	5.0

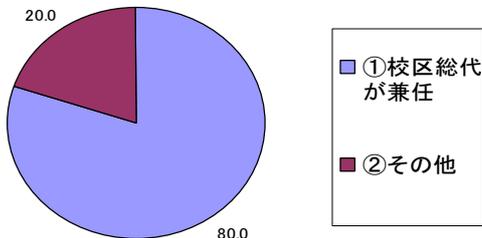
※複数の回答あり

## 問3 校区コミュニティ協議会規約の問題点

- 規約に関して問題点を指摘した回答はなかった。

## ■問4-1 校区コミュニティ協議会会長の対象者

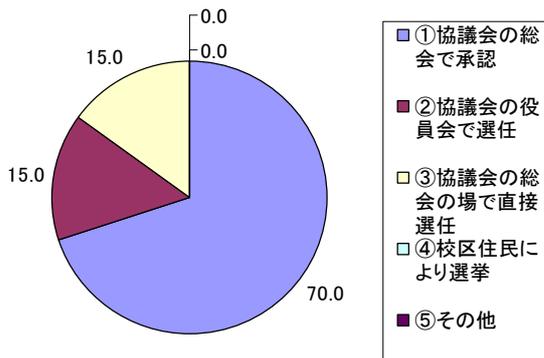
- 8割の校区で校区総代が兼任している。  
○その他とは自治会長経験者、自治会長代理者会議で選出、未回答である。



	校区数	割合 (%)
①校区総代が兼任	16	80.0
②その他	4	20.0

## ■問4-2 校区コミュニティ協議会会長の選任方法

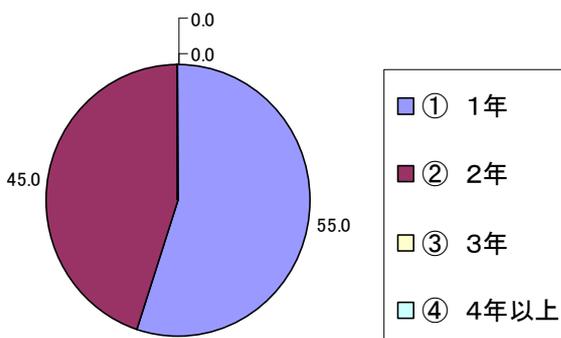
- 校区コミュニティ協議会の総会によって承認する校区が7割ある。  
○それ以外でも校区コミュニティ協議会の中で選任している校区が3割ある。



	校区数	割合 (%)
①協議会の総会で承認	14	70.0
②協議会の役員会で選任	3	15.0
③協議会の総会の場で直接選任	3	15.0
④校区住民により選挙	0	0.0
⑤その他	0	0.0

## ■問4-3 校区コミュニティ協議会会長の任期

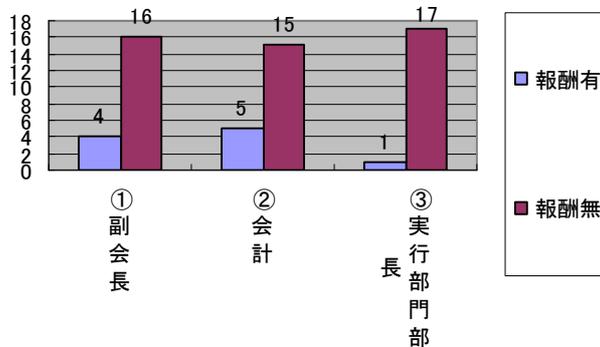
- ほぼすべての校区で1年もしくは2年で任期が終わっている。  
○再任が可能な校区もある。



	校区数	割合 (%)
① 1年	11	55.0
② 2年	9	45.0
③ 3年	0	0.0
④ 4年以上	0	0.0

## 問5 校区コミュニティ協議会の役員

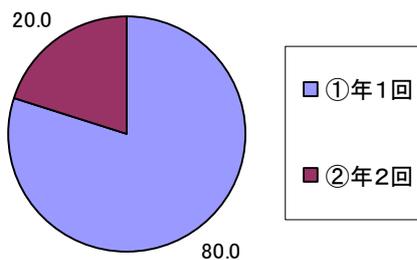
- 約8割の校区で役員は無報酬である。
- その他役員とは書記、監事、監査、顧問などである。



役員	報酬有	報酬無
①副会長	4	16
②会計	5	15
③実行部門部長	1	17
④その他役員	3	16

## 問6 校区コミュニティ協議会総会の開催回数

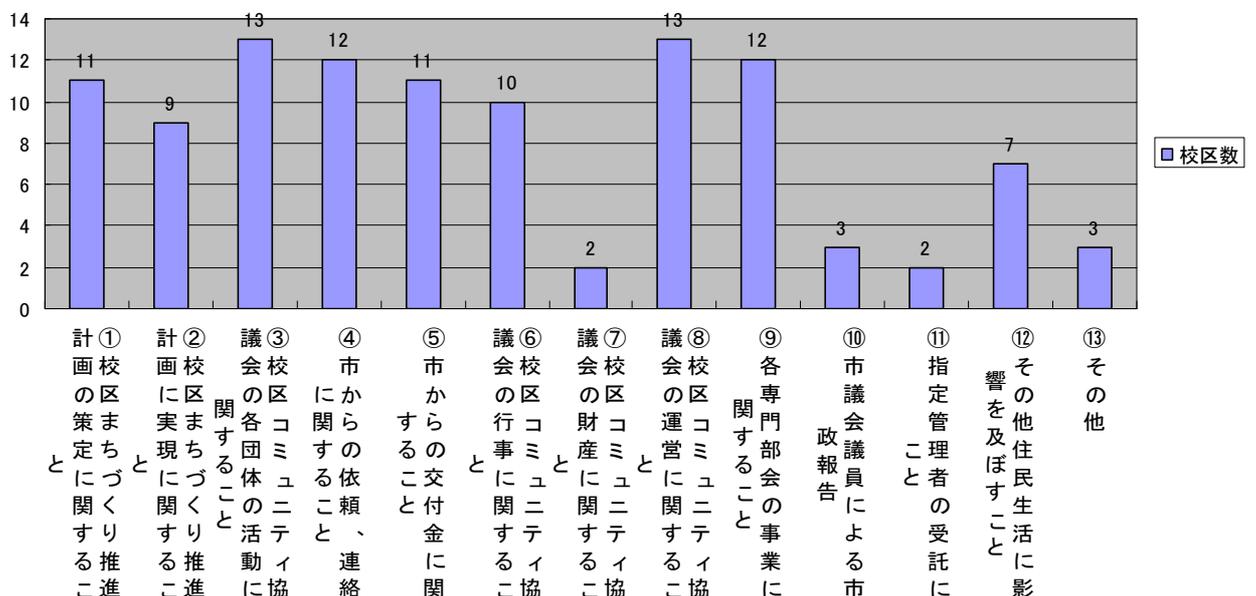
- 約8割の校区で年1回総会を開催し、3月から5月にかけてが多い。
- 年2回開催するところは新旧役員引継ぎや、予算（事業計画）・決算（事業報告）を別々に諮っている。



	校区数	割合(%)
①年1回	17	85.0
②年2回	3	15.0

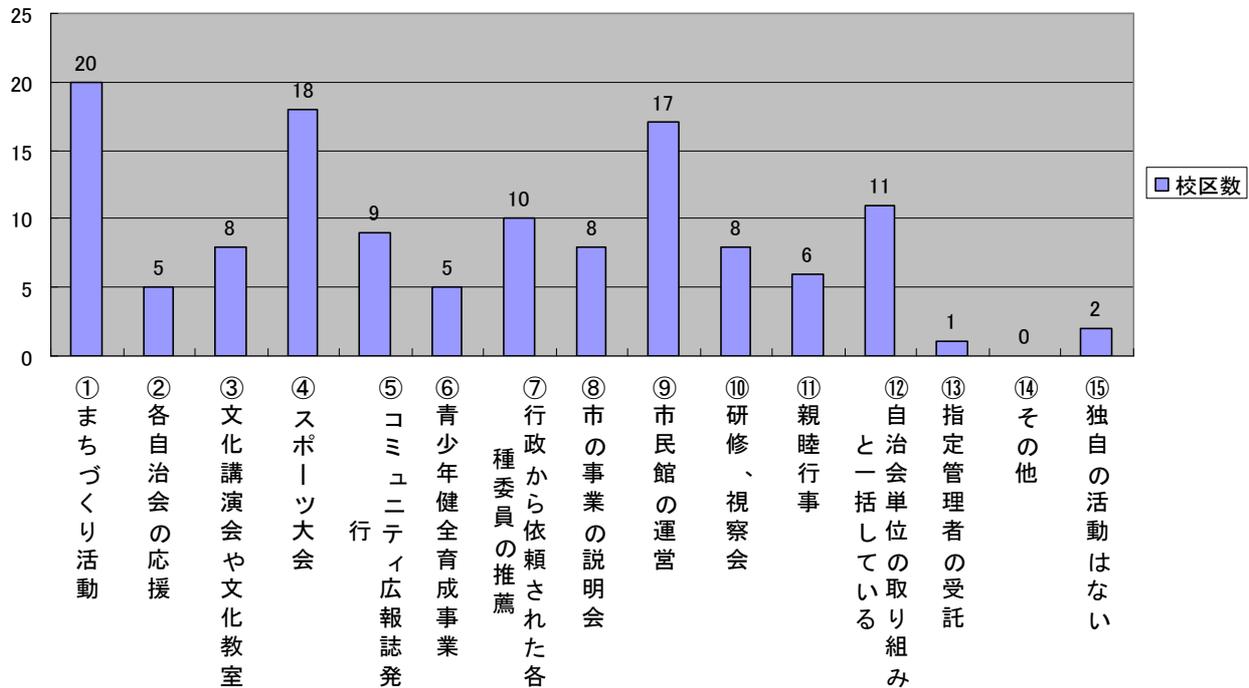
## 問7 校区コミュニティ協議会会議の主な議題

- ほぼ半数以上の校区で「まちづくり推進計画」「各種団体の活動」「市との調整」「協議会の運営」に関わることを議題としている。



## ■問8 校区コミュニティ協議会の活動

○多くの活動が行われている。特に「まちづくり活動」「スポーツ大会」「市民館の運営」に関することはほぼすべての校区で行われている。



## ■問9 校区・校区コミュニティ協議会の運営、活動の課題や不安に思うこと

### ○役員について

- ・自治会役員の任期が1年＝継続性が失われる。

### ○自治会活動について

- ・少子高齢化のため、各自治会活動の衰退が懸念される。
- ・レディースクラブ等、校区を中心とした団体が先細りとなり、活動への積極的な参加が期待できなくなる。
- ・自治会活動にはそれぞれ地区に根ざしたものがあり、校区として一本化した活動はなかなか容易ではない。

### ○その他

- ・地区自治会の再編成についての問題クリアー。
- ・校区総代が自治会長兼務のため多忙。現状の手当では生活不可。
- ・組織が多すぎる。①コミュニティ協議会②まちづくり推進委員会③環境保全協議会など、すべて関連がある。

## ■問10 今後の活動で市に期待、希望すること

### ○市の支援について

- ・人（職員）と物（補助）の支援を期待するとともに、各種の計画、事業実施（計画）するには知識が必要になってくるので指導を希望する。
- ・農地・水・環境保全事業は5年間となっているが、事業終了時を考えるとしっかりしたフォローが大切だと考えます。

### ○その他

- ・「まちづくり」にしても、現在アドバイザーが推進している「地域まちづくり」、公園緑地課の「公園検討委員会」、都市整備課の「まちづくり」と縦割りでそれぞれ同じような取り組みをしているが、これを一本化できないものか。
- ・交通安全運動の立番の件ですが、地域全体で協力していただいているので、市役所の職員が順番で協力してほしい。
- ・すべて校区総代ではなく、自治会長への配慮と市とのつながりを強化。
- ・地域への各種委員の人選について＝書類送付のみではなく、市職員の援助も必要。
- ・市職員が現場に出る＝情報収集、現場を知る、住民を知る。
- ・庁舎が暗い（人間）＝職員研修をもっとやってほしい（サービス業の本質）

# 地域コミュニティ団体の認定基準（素案）

## 1. 認定の目的

市長の認定を通じて、自治会、校区、校区コミュニティ協議会の運営の改善を促し、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。※地区財産の保全を目的とする地縁団体認可制度とは別の扱いとなります。

## 2. 認定の条件

条例に定める「民主的かつ公平な運営」、「福利向上の取り組み」の状況が、認定するうえでの確認事項となりますが、規則で定める条件として次の項目が考えられます。

■規則で定める認定条件の案 ※確認項目は地縁団体認定と同程度。

① 区域設定	その区域が客観的に明らかなものとして定められていること。 ※106 自治会（H20年4月現在）、20 校区、20 校区コミュニティ協議会
② 加入状況	団体構成員の対象となるものの相当数が加入していること。 ○自治会 … 対象となる住民（個人又は世帯）の相当数（案：2／3以上）の加入 ○校区 … 対象となる全自治会の加入 ○校区コミュニティ協議会 … 対象となる自治会・市民活動団体等の主なものの加入
③ 参加体制	団体構成員の対象となるものが活動に参加できる仕組みを有していること。 ※団体加入・活動参加を呼びかける体制があり、理由なく対象者・団体を排除していないこと。
④ 決議体制	構成員が団体の意思決定（重要財産の処分、事業計画・予算等の決定）に参加できる仕組みを有していること。 ※構成員の意思を反映させる総会や代議員会等によって、運営が決定されていること。
⑤ 役員選出	民主的な方法による役員選出が行われていること。 ※選挙・総会・代議員会・選考委員会等による選出（決定）が行われていること。
⑥ 情報公開	団体運営の情報を構成員、地域住民に対して公開していること。 ※総会・代議員会・委員会等の決定情報（重要案件等）が、構成員等に公開されていること。
⑦ 規約整備	規約により、民主的な運営が確保されていること。 ※規約が文書化・公開され、それに基づき適切な運営がされていること。
⑧ 活動実績	良好な地域社会の維持、形成に資する地域的な共同活動を現に行っていること。 ※予算・事業計画、決算・事業実績にて確認。
規則に規定	協働会議、校区総代会の意見を聞いて決める判断基準

## 3. 認定促進のための活動

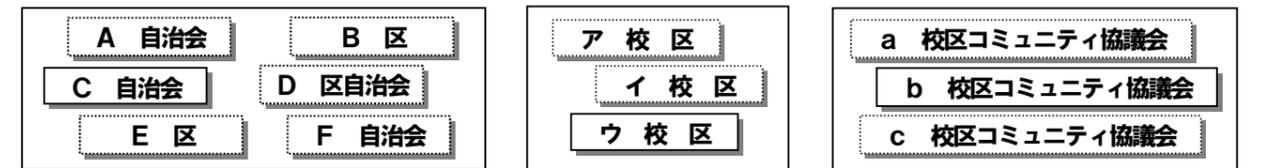
認定による地域コミュニティの活性化を図るために、次の振興策（案）に取り組めます。

- ① 校区まちづくりアドバイザー（市職員）による認定準備の支援  
※目標案：条例施行から3～5年間で全ての団体が認定されることを目指します。
- ② 規約等運営体制の改善・活動活性化のための仕組み・支援制度等の研究  
※市と自治会・校区等が協力して、自治会モデル規約や事業などの進め方を研究し、参考として示します。

## 4. 認定手続きの流れ

要件の整った団体からの申請に基づき、市民を代表して市長が認定します。  
認定手続きには、当初の認定申請、認定事項の変更があります。

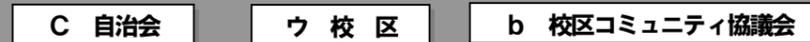
### ① 認定手続き



活動及び要件書類の確認

例) 体制・活動の見直し、規約の文書化  
例) 現実の運営に即した規約の改正など

準備が整った団体から順次



認定申請

記載事項 団体名、代表者、連絡先  
必要書類 規約、構成員状況、当年度の事業計画・予算等

※自治会の構成員状況は、認可地縁団体はその提出書類を引用できることとする。その他の自治会の構成員状況の形式は検討中。例) 全員・全世帯、一定単位の代表者、世帯数・人数など。

認定審査

〔窓口〕市総務課市民協働係

認定条件の適正化（変更）

審査（書類確認）

※必要に応じて状況確認

結果通知

この条例で設置される協働会議や校区総代会等の意見

### ② 変更手続き

変更申請

・変更申請が必要となる要件を検討中。  
※自治会の構成員変更など、運営自体に影響の少ないものは対象外とする。

記載事項 認定申請から変更した内容を明記。  
※代表者の変更のみの場合は、受付するだけで審査しない。  
(毎年の代表者変更と同様に、簡易な申請方法を検討中)

審査（書類確認）※必要に応じて運営状況確認

結果通知

認定状況の公表

## 5. その他

- ・認定の手引きを作成し、説明会を開催。  
※認定条件に関し、校区総代会や協働推進会議の意見を伺うため、認定受付は平成20年10月以降とする。

## 公募型補助制度の状況

市名	補助金制度名	制度開始年度	制度概要	補助対象	補助率・補助限度額	選考方法	応募数	採用数	課題・問題点	
豊橋	市民協働推進補助金 市民活動スタート支援補助金 (つつじ補助金)	平成19年度	平成19年4月の市民協働推進条例の施行に伴い、市民協働のまちづくりを進めるため、市民活動団体が行う社会に役立つ事業を資金面から支援する豊橋市市民協働推進補助金を設置。	設立後2年未満の団体が行う事業を対象。 ただし、1団体につき1回のみ補助を受けることが可能。	つつじ・くすのき合わせて250万円以内  事業費が5万円以下の場合…全額補助 事業費が5万円を超える場合…5万円	・4月末に事前(書類)審査提出された企画案について審査員が採点を行う ・5月にプレゼンテーション審査員に対して行う(市民の傍聴も可) ・5月末に本審査 審査員の点数に会場審査点を加算し、点数の高いものから順位をつけて、点数の高いものから採択し、250万を越えた企画以下は採択されない。	平成19年度	6	5	・今年で2年目になるが、応募数の減少が課題となる。 ・新規事業ではなく、毎年定例で行っている事業で応募してきた場合の対応はどうか。費用面での不足を補うための応募では困る。 ・補助金交付となると、審査段階を含め、交付決定後も報告書や報告会でのプレゼンなど手間がかかるので応募が減る原因にもなっているのではないか。モリコロ基金は書類審査だけで交付が決まったりと交付審査が甘いのでそちらに流れていくのでは。
							平成20年度	2	1	
	平成19年度	16		7						
	平成20年度	11		9						
	市民協働推進補助金 市民活動ネクスト支援補助金 (くすのき補助金)	平成19年度		設立後2年以上の団体が行う事業を対象。 ただし、1団体につき、ひとつの年度内に1事業のみ補助を受けることが可能。	つつじ・くすのき合わせて250万円以内  事業費が60万円以下の場合…事業費の2分の1の金額 事業費が60万円を超える場合…30万円					
豊川	市民協働のまちづくり事業交付金	平成19年度	市民の連携強化を図るとともに、市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、特定非営利活動法人や任意団体であるボランティア・市民活動団体が、町内会や子ども会等の地縁組織、学校、企業などと協働して行うまちづくり事業に対して、必要経費の一部を助成する。	(1)とよかわボランティア・市民活動センターに登録している団体 (2)(1)の団体と、地縁組織や学校、企業のいずれか又は複数で構成する団体(例:〇〇実行委員会)	30万円上限(同一事業で3ヵ年継続OK)で、まちづくり事業にかかる経費に下記の交付率を乗じた金額 1年目 5分の4以内 2年目 5分の3以内 3年目 5分の2以内	申請書類及び団体の活動実績をもとに事業の採択可否を決定する。ヒアリングを行う場合もある。	3	3	・市民協働のまちづくり事業交付金について、ボランティア・市民活動団体と地縁団体等、他団体との協働による開催が必要条件となっているため、なかなか調整がつかず、申請まで至らないケースが多い。 ・毎年補助率を減らしても、他団体からの支出を増やしてもらおうようにし、補助金がなくなっても事業が継続できるように、と考えたものの、他団体の支出を毎年増額していくことは、なかなか難しい。 ・NPO法人ステップアップ事業補助金について、新たにNPO法人となる団体が、安定して事業を開始できるようにと実施したものの、現実には既存のNPO法人からの申請のみであった。 ・事業用備品のみではなく、事務的な備品等もOKとしていることから、審査時の判断基準に苦慮する場合がある。	
	豊川市NPO法人ステップアップ事業補助金	平成19年度	市民の連携強化を図るとともに、市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、公共の福祉の増進に資する事業を継続的に安定して行うことのできる市民活動団体の育成を目的に、特定非営利活動法人や任意団体であるボランティア・市民活動団体が、活動の拡充を図る際に必要とする備品購入費用等の一部を補助する。	とよかわボランティア・市民活動センターに登録されており、補助年度中にNPO法人又はNPO法人として県の認証(内閣府を含む)の認証を受けている又は受けられる見込みのある団体	補助対象経費の4分の3以内、上限15万円	申請書類及び団体の活動実績をもとに、市民活動者や行政職員等からなる「市民と行政の協働推進委員会」で補助団体を選定。ヒアリングを行う場合もある。	4	4		
蒲郡	蒲郡市市民企画公募まちづくり事業助成金	平成19年度	市民活動団体が自主・自発的に行う、蒲郡市のまちづくりに役立つ公益的な事業に対し事業の経費を助成するもの。「新しい公共」の考え方のもと、蒲郡市に「新たな支えあい」の担い手を創出して、地域の公共サービスを豊かに展開していくことを目指す。	次の要件を満たす活動団体 (1)3人以上で構成される団体であること。 (2)活動拠点が蒲郡市内であること。(※事業主体は市外でも可とする) (3)規則・会則などを持ち、会計処理が適正に行われていること。	総額で100万円以内  1事業あたり上限50万円(ただし、下限を5万円とする) (1)単年度補助(複数年の取り組み計画でも、単年度単位の事業にのみ助成) (2)再応募 毎年度の審査を行います。ただし、同一事業についても最大連続5回まで応募できる。	・予備審査:申込書類や応募用件などの不備がないかを企画広報課が行う。 ・本審査:公開審査会でプレゼンを行い、企画公募審査委員会が審査する。	平成19年度	7	5	・昨年度より応募団体が増えてきた。3年目ということもあり制度が浸透してきたのではと考えている。 ・上限100万円に対し、総額300万円ほどの応募があった。書類、プレゼンとかなり気合が入っている。落選しても他の助成金獲得のための練習ととらえていただきたいと考えている。 ・上限の金額を上げてほしいという意見と上げない方がいいという意見があるので、そのへんが来年度に向けての課題である。
							平成20年度	11	4	
新城	めざせ明日のまちづくり事業	平成18年度	地域自治確立のための有望・優良なまちづくり活動(住民組織や市民活動組織による活動)に対し、補助金を交付。組織の維持や従来からの組織・団体内での活動ではない、新たな社会的貢献度(公益性)や発展性、他の地域や活動への波及効果が期待されるまちづくり活動に対し、補助金を交付する。	(1)住民組織 行政区または、行政区の集合体・地区コミュニティ組織などの団体 (2)市民活動組織 ボランティア組織やNPO法人など、テーマにより結びついた団体	●住民組織(地区コミュニティ組織など)が行う事業 補助率 補助限度額 ①地域計画策定事業 10分の10 15万円 (地域計画策定年度) ②地域計画に基づく事業 10分の9 30万円 (3年間の継続事業) ③地域計画に基づかない事業 10分の9 20万円  ●市民活動組織(ボランティア・NPO団体)が行う事業 補助率 補助限度額 すべての事業 10分の9 30万円	・交付審査は市長の諮問により各地域審議会が行い(公開プレゼンテーション)、補助金を交付する事業は地域審議会と所管部長の協議により決定。	平成18年度	-	26	・他市と比べ補助金額に多大な額を投じている。(H18:1800万、H19:1200万、H20:1000万の予算)しかし、2年目の昨年は応募件数が大幅に減少し、本年度も件数不足である。 ・額が大きい分、申請団体をふるい分ける基準が重要になる。大勢の団体、頑張る団体の助成をしてあげようとするため、申請団体全てを受け入れてしまう観念もすこし現れているような気がする。
							平成19年度	-	5	
							平成20年度	-	12	
								-	12	

## 公募型補助制度の状況

市名	補助金制度名	制度開始年度	制度概要	補助対象	補助率・補助限度額	選考方法	応募数 採用数		課題・問題点
							平成20年度		
千葉県 船橋市	市民協働モデル事業	平成20年度	市民協働の理解の促進と風土の醸成を目指すものとして船橋市と市民活動団体が取組む「市民協働モデル事業」を創設した。 (1) 市政において確立されていない事業、又は所掌されていない領域の取組みであること (2) 市民協働の役割分担が明確かつ実現可能な取組みであること (3) 新規性、アイデアに優れ、社会的有用な取組みとして新たな効果が期待できること	(1) 市内で営利を目的としない公益活動を行っていること (2) 計画的かつ継続的に活動を行っていること (3) 広く市民に開かれた活動を行っていること (4) 公序良俗に反する活動を行っていないこと (5) 法令に反する活動を行っていないこと (6) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを主たる目的とする活動を行っていないこと (7) 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと (8) 市長が適当でない判断する活動を行っていないこと	予算の範囲内において、1事業あたり30万円未満	・モデル事業の実施に係る協議を関係機関を交えて行い、協議成立をもって市民協働モデル事業協定書を市長と団体の代表者との間で締結する。	平成20年度	2	
愛知県 一宮市	一宮市市民活動支援金	平成20年度	18歳以上の市民一人ひとりが一定の金額の権利を持って特定の市民活動団体を選択すること等ができ、その選択結果を尊重し、市民活動団体に対して、一宮市市民活動支援金を交付する等の制度を設けることにより、市民の市民活動に対する理解及び関心を高めるとともに市民活動団体の活性化及びその活動の促進を図り、もって元気で活力のあるまちづくりを推進する。	(1) 一宮市内に事務所を有し、かつ、現に継続的な市民活動を行い、又は今後行う予定のある団体 (2) 規約その他これに類するものを有している団体 (3) 法令、条例、規則等に違反する活動をしていない団体 (4) 公序良俗に反する活動をしていない団体 (5) 宗教的活動又は政治的活動をしていない団体	・支援対象団体に交付する支援金の額は、当該支援対象団体に係る団体ごとの個人支援額を積算した額(その額が交付申請額を超えるときは、当該交付申請額)を限度として、予算の範囲内において市長が定める額とする。 ・権利の行使に係る18歳以上の市民1人当たりの額は、当該届出を行う日の属する年度の6月1日現在における一宮市の個人市民税に係る調定額の1パーセントに相当する額を、同日現在の18歳以上の市民の人口で除して得た額を考慮して市長が定める額とする。 ・支援対象団体を選択した場合における18歳以上の市民1人当たりの各支援対象団体に対する支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。 (1) 1団体を選択した場合 市民1人当たりの支援額の全額 (2) 2団体を選択した場合 市民1人当たりの支援額の2分の1に相当する額 (3) 3団体を選択した場合 市民1人当たりの支援額の3分の1に相当する額	・支援対象団体の決定は、学識経験者等で構成される「一宮市市民活動支援制度審査会」で調査・審議したうえで決定する。	平成20年度		
北海道 恵庭市	市民活動支援制度 えにわブークェス	平成20年度	市民活動団体の行う事業に対し、市民の選択を考慮して定める恵庭市市民活動支援金を交付する制度を設けることにより、市民活動の支援及び活性化を図り、地域の力を高めるとともに、市民の福祉の増進に資する。	(1) 恵庭市内に事務所を有し、かつ、恵庭市内において活動をしていること (2) 規約、会則又は定款及び役員名簿等を有していること (3) 団体を組織する構成員が5名以上であること (4) 法令及び条例等に違反する活動をしていないこと (5) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと	・支援対象団体を選択した市民の選択数を合計した数に500円を乗じて得た額とし、1事業につき50万円を限度として、予算の範囲内において市長が定める。	・市民活動支援制度判定会の意見を聴いて要件を満たしている団体を支援対象団体とする。	平成20年度	18	
三重県 四日市市	個性あるまちづくり支援事業	平成16年度	個性あるまちづくり支援事業は、市民による先駆的な夢のある地域活動(以下「活動」という。)を支援することにより、市民の自主的な取組による自立した地域社会づくりを促進し、もって活力ある四日市市を創る。	活動を実施する市民団体に予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、次に該当する団体を除く。 (1) 宗教活動 (2) 政治活動 (3) 営利を目的とする活動	立ち上げ期の活動 補助対象経費の総額。ただし、10万円を上限とする。 それ以外の活動 補助対象経費の総額の10分の9。ただし、200万円を上限とする。 補助の期間は、1年とする。ただし、活動が継続する場合は、3年を限度として補助することができる。	・個性あるまちづくり支援事業審査会	平成19年度	15	